

第3次宜野湾市男女共同参画計画 ～はごろもぷらん～



平成 27 年 4 月
宜野湾市

はじめに



少子高齢化や経済のグローバル化、ライフスタイルの多様化など、近年の社会経済情勢の大きな変化の中、豊かで活力ある社会を築いていくためには、性別にかかわらず、全ての人が個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現がますます重要になってきております。

宜野湾市では、平成 16 年に第 2 次男女共同参画計画（はごろもぷらん）を策定し、平成 21 年には第 2 次計画の改定を行いながら、総合的かつ計画的に男女共同参画の推進に取り組んできました。

これまでに、人材育成交流センターめぶき開設（平成 15 年）、男女共同参画支援センターふくふく開設（平成 26 年）などの環境整備を進めたほか、男女共同参画に関する意識啓発、子育てや雇用、教育の分野など全庁をあげて幅広い取り組みを行っているところです。

しかし、平成 26 年に実施した市民意識調査によると、男女平等に関する意識では、男性が優遇されているとする割合が 7 割を超えており、また、男性の仕事中心の生き方や家事責任の女性への偏重等を背景に、ワーク・ライフ・バランスに関する希望と現実の乖離も見られるなど、男女共同参画社会の実現に向けて、多くの課題が残されています。

この度、第 2 次計画の期間終了にあたり、今までの取り組みを評価・点検するとともに、意識調査や市の現状分析、さらに近年の国や県の動向等を踏まえ、新たに第 3 次宜野湾市男女共同参画計画（はごろもぷらん）を策定しました。

この計画では、男女がともに能力を発揮するための意識と環境づくりに取り組むほか、「DV（配偶者等からの暴力）等の根絶に向けた取り組みの推進」を盛り込み、社会情勢の変化に伴う新たな課題にも対応するなど、男女共同参画のより一層の推進を図る内容としています。

今後、本計画の推進にあたりましては、国、県との連携はもとより、市民、事業者、教育関係者の皆様と市が協働して取り組んでいくこととなります。皆様のより一層のご理解とご協力をお願いします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、数多くのご提言をいただきました「宜野湾市男女共同参画会議」の委員の皆様をはじめ、関係各位に心からお礼申し上げます。

平成 27 年 4 月

宜野湾市長 佐喜眞 淳

< 目 次 >

I 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景	
(1) 国連の動き	1
(2) 日本の動き	2
(3) 沖縄県の動き	2
(4) 宜野湾市の動き	3
2. 計画策定の目的	4
3. 計画の性格	4
4. 計画の位置づけ	5
5. 計画期間	5

II 計画の基本理念と基本的な考え方等

1. 計画の基本理念	7
2. 計画の基本方針	
(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進	8
(2) 互いの性や人権等を尊重する平和な社会の実現	8
(3) DV（配偶者等からの暴力）等の根絶に向けた取り組みの推進	9
(4) 男女がともに能力を発揮するための意識と環境づくり	9
3. 施策の体系	10

III 具体施策の展開

1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進	
(1) 男女共同参画に関する意識啓発・情報発信等の充実	13
(2) 学校教育・保育、社会教育等における男女平等教育の充実	16
2. 互いの性や人権等を尊重する平和な社会の実現	
(1) 互いの性に配慮した健康支援・性教育等の充実	19
(2) 人権の尊重と広い視野で多様性を認め合う社会づくり	21
(3) 平和な社会づくりへの貢献	23
3. DV（配偶者等からの暴力）等の根絶に向けた取り組みの推進	
(1) DV（配偶者等からの暴力）等防止に向けた取り組み	25
(2) ハラスメント防止対策の推進	30
4. 男女がともに能力を発揮するための意識と環境づくり	
(1) 家庭・地域・職場等における男女共同参画の推進	31
(2) 女性の能力発揮促進と人材育成	35

IV 計画の推進に向けて

1. 本計画の庁内への周知徹底及び庁内連携体制の充実	37
2. 市民、企業等との協働及び関係団体・機関との連携強化	37
3. 計画の適切な進行管理	37
4. 評価指標の設定	38

参考資料

1. 宜野湾市の概況	
(1) 人口・世帯数	41
(2) 男女別就業者数等	43
(3) 婚姻・離婚	44
(4) 各分野における女性の進出状況	45
2. 法及び上位・関連計画等の整理	47
(1) 国の動き（関連法・計画の概要）	48
(2) 沖縄県の動き（関連条例・計画の概要）	51
(3) 宜野湾市の動き（男女共同参画都市宣言、上位・関連計画）	55
3. 計画策定の経緯	59
4. 計画策定の体制	60
(1) 宜野湾市男女共同参画会議規則	61
(2) 宜野湾市男女共同参画行政推進本部設置規定	63
5. 用語解説	66

I 計画の策定にあたって



1. 計画策定の背景
2. 計画策定の目的
3. 計画の性格
4. 計画の位置づけ
5. 計画期間

I 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 国連の動き

男女共同参画に関する世界的な潮流として、国連の動きをみると、1945（昭和 20）年に国連憲章の前文に男女平等をうたい、1946（昭和 21）年には「婦人の地位委員会」を設置して、男女平等の実現に向けた取り組みが進められました。また、国連は、1975（昭和 50）年に「国連婦人の 10 年」を宣言し、以後 10 年間、様々な分野における女性差別の撤廃等女性の地位向上のための行動を進めてきました。

1985 年にはナイロビでの「第 3 回世界婦人会議」が開催され、1995（平成 7）年には北京で開催された「第 4 回世界女性会議」で世界中の女性の地位向上をめざす「北京宣言」及び女性のエンパワーメント^{*}に関するアジェンダ（予定表）である「行動綱領」が採択されました。これらの取り組みにより、フェミニズム^{*}論の前進と同時に、国や人種を超えた世界的な女性の連帯に影響を与えました。

2000（平成 12）年には、ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「北京行動綱領」の進捗状況の確認や課題を検討するとともに、さらなる行動を求める「政治宣言及び成果文書」が採択されています。

2005（平成 17）年、「第 4 回世界女性会議」から 10 年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」及び女性 2000 年会議の「成果文書」の評価・見直しを行うとともに、女性と女児の地位向上及びエンパワーメントのための新たな課題や今後の戦略について協議するため、閣僚級会合が開催されました。本会合では、「北京宣言及び行動綱領」の再確認と、これらの完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める「宣言」が採択されました。

2010（平成 22）年、第 54 回国連婦人の地位委員会（北京+15）閣僚級会合が開催され、「北京宣言及び行動綱領」と女性 2000 年会議の「成果文書」の実施状況の評価について、宣言及び決議が採択されました。

2011（平成 23）年には、女性と女児の権利を促進するため、国連の女性に関する 4 つの機関（国連女性開発基金（UNIFEM）、女性の地位向上部（DAW）、ジェンダー^{*}問題に関する事務総長特別顧問室（OSAGI）、国際婦人調査訓練研修所（UN-INSTRAW））を統合したジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）が発足されました。

2012（平成 24）年の第 56 回国連婦人の地位委員会では、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の決議案が採択されています。

※フェミニズム：男女同権を実現し、性差別のない社会をめざして、女性の社会的・政治的・経済的地位の向上と性差別を払拭する思想。

※エンパワーメント：誰もが潜在的に持っている能力や個性を高め、発揮できること。

※ジェンダー：生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）に対し、「社会的・文化的に形成された性別」のこと。

参考：内閣府男女共同参画局用語集など

(2) 日本の動き

我が国においては、こうした世界的な流れを受け、1977（昭和 52）年に女性に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくための「国内行動計画」を定め、以後、「新国内行動計画」（1987 年）、「男女共同参画 2000 年プラン」（1996 年）等が策定されました。さらに、「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」（2000 年）や「女性に対する暴力に関する基本的方策について」（2000 年）等が示されるとともに、国連特別総会「女性 2000 年会議」の成果を踏まえ、2000（平成 12）年には「男女共同参画基本計画（第 1 次）」を閣議決定し、男女共同参画社会の実現にむけた各種施策を推進してきました。

また、この間、法制度的にも、「男女雇用機会均等法」等の成立を経て、「女子差別撤廃条約」の批准により、大きく前進し、1999 年には「男女共同参画社会基本法」、2001（平成 13）年には「DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法」が施行されました。

2005（平成 17）年 12 月には、男女共同参画社会の形成に関する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、「男女共同参画基本計画」を改訂（第 2 次基本計画）し、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を示しています。また、2010（平成 22）年 12 月には、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして「男女共同参画基本計画」の更なる改訂（第 3 次基本計画）を行っています。

(3) 沖縄県の動き

沖縄県においても、1984（昭和 59）年に婦人問題解決のための「沖縄県行動計画」を策定し、その後「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画」（1992 年）、「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画（改定）」（1997 年）、「沖縄県男女共同参画計画 ～DEIGO プラン～」（2002 年）と見直しを図りながら、長期計画のもとで、男女共同参画社会の実現をめざしてきました。また、2003（平成 15）年には、「沖縄県男女共同参画推進条例」の制定を行っています。加えて、2007（平成 19）年には、先の条例に基づく計画として、「沖縄県男女共同参画計画（後期）」を策定し、「男女共同参画についての正しい理解と学習の充実」「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援」「政策・方針決定過程への女性の参画の促進」「女性のチャレンジ支援」「家庭と仕事の両立支援と働き方の見直し」の 5 つを重点項目として掲げています。

さらに、同計画の終了に伴い、平成 24 年度から平成 28 年度までの計画として「第 4 次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」（2012 年）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進しているところです。

(4) 宜野湾市の動き

宜野湾市では、平成2(1990)年に、市政初の女性議員が誕生しました。

平成4(1992)年の機構改革で、女性行政窓口の充実と女性の地位向上を図るため、女性振興係を新設しました。

平成5(1993)年に「女性振興係」から「女性行政係」に名称を改め体制を強化し、女性行政の一層の進展を図りました。同年、「宜野湾市婦人週間」を新設し、「女性のあゆみ展」を開催しました。さらに、ミニ女性フォーラム(ゆんたく広場)を市役所庁舎内に開設し、女性の地位向上と男女平等を進める啓発拠点として女性行政に関わるネットワークづくりを推進しました。6月には、助役を本部長とする「宜野湾市女性行政推進本部」を発足し、下部組織として「宜野湾市女性行政実務者会議」を置き、女性行政の推進体制を確立しました。7月には、市民、有識者で構成した「宜野湾市女性会議」を設置し、女性行政について調査、研究を開始しました。

平成7(1995)年には、宜野湾市女性会議の提言を踏まえ、「21世紀に翔びたつ新しい女と男の『ねたての都市』をめざす宜野湾市行動計画～はごろもぷらん 21～」を策定しました。

平成8(1996)年に男女共同参画行政に関する施策を具体的に地域で推進していくため「宜野湾市男女共同参画行政地域連絡会」を設置し、市民全体への推進体制を強化しました。

平成9(1997)年、宜野湾市女性会議から「宜野湾市女性センター基本構想」の提言があり、早期建設実現に向けて期待が持たれました。

平成13(2001)年には、毎年開催している「女性週間」を「男女共同参画週間」に改め、「男女共同参画社会基本法」の基本理念に関する理解を深めました。さらに、女性が政策決定の場に関心を高め、社会参画を促進することを目標に市と女性団体連絡協議会の共催事業で初の女性模擬議会を開催しました。

平成14(2002)年の機構改革に伴い、女性行政係を「男女共同参画係」に改めました。

平成15(2003)年4月、男女共同参画と国際交流を推進する拠点施設として「人材育成交流センターめぶき」が開設しました。

平成16(2004)年には、宜野湾市附属機関設置条例の一部改正により、「宜野湾市女性会議」から「宜野湾市男女共同参画会議」に名称変更しました。

同年、宜野湾市男女共同参画会議の提言を踏まえ、「第2次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～」を策定しました。

平成17(2005)年4月の機構改革により、男女共同参画係が広報交流課から企画政策課に配置されました。

平成19(2007)年4月には、宜野湾市で初めて部長級(会計管理者)に女性が任命されました。

平成 20(2008)年 5 月、女性の意見を市の政策・方針決定過程に反映させることを目的に「審議会等委員への女性登用促進要綱」を制定しました。(平成 20 年 5 月 1 日施行)

平成 21 年 5 月、「第 2 次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～(改定版)」を策定しました。

平成 22(2010)年 1 月、地域をあげて男女共同参画社会づくりに取り組む決意を表明し、男女共同参画推進のための各種施策を重点的に展開していくことを目指し「宜野湾市男女共同参画都市宣言」を行いました。

平成 23(2011)年から平成 24(2012)年の 2 年間にわたり、内閣府の「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用し、DV 防止及び被害者支援対策事業の取り組みを始めました。

平成 25(2013)年 4 月に「市民協働推進課」が新設され、旧企画政策課の「平和交流係」「男女共同参画係」が合併し、「平和・男女共同参画係」が名称を改め、配置されました。

同年 4 月の調査において、女性管理職の割合が 19.7%に達し、県内 11 市のうち 1 位となりました。

平成 26(2014)年 5 月に男女共同参画社会の実現をめざす活動拠点として「宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく」が開設しました。

平成 27(2015)年 4 月、計画期間を 1 年延長して推進を図っておりました「第 2 次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～(改定版)」の後継計画として、「第 3 次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～」を策定しました。

2. 計画策定の目的

本計画は、男女が互いにその人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、宜野湾市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

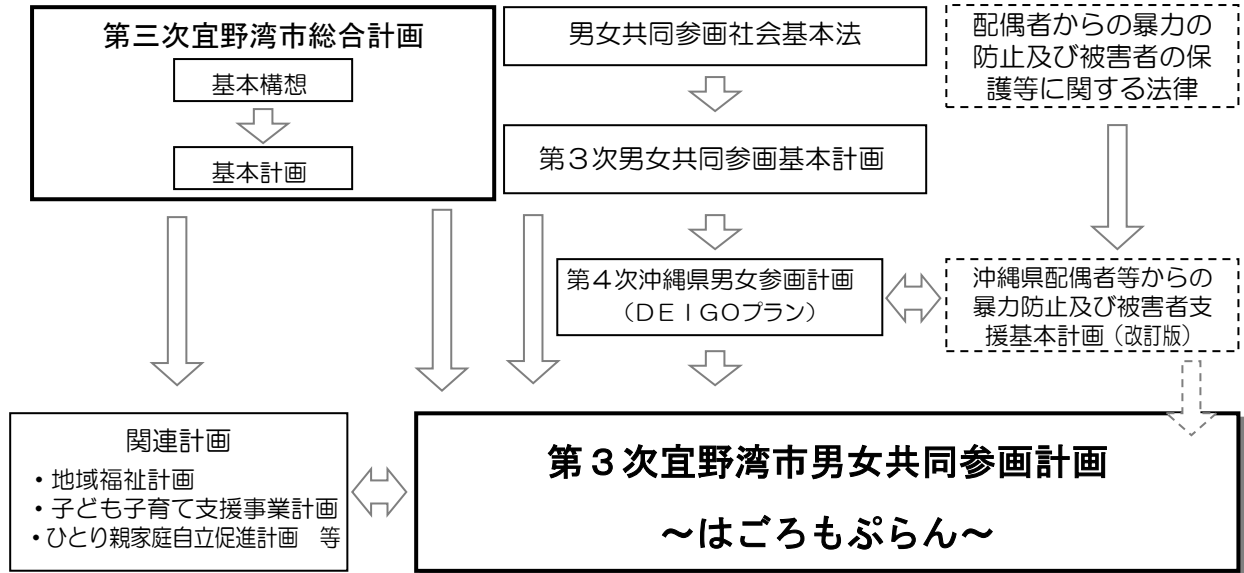
3. 計画の性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 9 条及び第 14 条第 3 項に基づき策定される男女共同参画推進のための総合的な計画です。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づき策定される「宜野湾市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」としての性格をあわせもつ計画です。

4. 計画の位置づけ

「第3次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～」の位置づけは以下の通りです。



5. 計画期間

本計画は、平成27年度（2015年度）から平成36年度（2024年度）までの10年間の計画として策定し、中間年度である平成31年度（2019年度）に中間見直しを行います。なお、計画に位置づけられた施策・事業等の点検・評価を毎年度行うとともに、その結果、あるいは社会情勢の変化等によって計画に変更の必要性が生じた場合には、適宜見直しを行うものとします。

平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
第3次宜野湾市男女共同参画計画 (10年間)									
				見直し	第3次宜野湾市男女共同参画計画<改定版>				

II 計画の基本理念と基本的な考え方等



1. 計画の基本理念
2. 計画の基本方針
3. 施策の体系

Ⅱ 計画の基本理念と基本的な考え方等

1. 計画の基本理念

男女共同参画社会の実現は、性別に捉われず、すべての人が個人として尊重され、その個性と能力を対等に発揮することにつながるとともに、女性の社会進出による活力の創造や積極的な地域活動への参加によるコミュニティの形成等、まちづくりに欠かせない要素の充実・創出にもつながります。

また、本市の最上位計画である「第三次宜野湾市総合計画」においては、『市民が主役の「ねたて※」の都市・ぎのわん』を将来都市像に掲げ、「市民と共に歩み響きあう都市」をはじめ5つの基本方針のもと、まちづくりを推進しています。

このように、市民一人ひとりの活躍を展望し、わが県の中心地として発展していこうという願いを込めた将来像の実現には、本計画が推進する男女共同参画社会の実現が不可欠です。

そこで、本計画においては、男女がともにひとりの人間として尊重され、多様な場面で活躍していく姿を展望し、「性別や世代を越えて 共に輝く男女共同参画都市 ぎのわん」を基本理念に掲げ、その実現に向けた方策を位置づけます。

【基本理念】

性別や世代を越えて 共に輝く男女共同参画都市 ぎのわん

※本市における“ねたて”とは

沖縄の歴史的表現で根源または共同体の中心を意味し、国際化、情報化時代における沖縄の経済・教育・文化・生活の中心地として発展と可能性に向かっていく広がりを表した言葉であると位置づけている。（第三次宜野湾市総合計画 基本構想）



2. 計画の基本方針

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進

男女がともに社会の様々な場面へ参画し、その個性と能力を対等に発揮できる社会を形成していくためには、「男は〇〇、女は〇〇」といった言葉に象徴される固定的な役割分担意識に捉われることなく、一人ひとりがそれを意識し、行動することが必要です。

そこで、男女共同参画社会の実現を目指すため、様々な媒体や機会を通じた市民への意識啓発に取り組むとともに、幼いころから性別による役割分担意識を植え付けないような学校教育・保育現場での男女平等教育を推進します。



(2) 互いの性や人権等を尊重する平和な社会の実現

男女が互いの身体的性差に捉われず、生涯を通して健康で安心して暮らしていくためには、互いの性を人権の視点から認め合い、広い視野を持って生命の尊厳に対する理解と意識を高めていくことが求められます。

このようなことから、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の意識啓発を図るとともに、ライフステージに応じた性教育や健康支援等、男女がお互いの性を尊重し協力し合えるまちの実現に向け取り組みます。また、平和や国際協力・貢献への理解を深めていくことで、人権尊重の視点に立ち、広い視野を持ち、様々な人種や性別を尊重するといった多様性を認め合う社会の構築に取り組みます。



(3) DV（配偶者等からの暴力）等の根絶に向けた取り組みの推進

近年、配偶者等からの暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談は増加傾向にあり、その被害者の多くは女性であるという現状があります。配偶者やパートナー、恋人などの親しい間柄であっても、暴力は重大な人権侵害であり、犯罪にもつながる行為です。

そこで、あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や暴力防止のための意識啓発に取り組むとともに、相談支援の充実、関係機関との連携による被害者支援体制の強化等に取り組む、暴力の根絶に向けた取り組みを推進します。



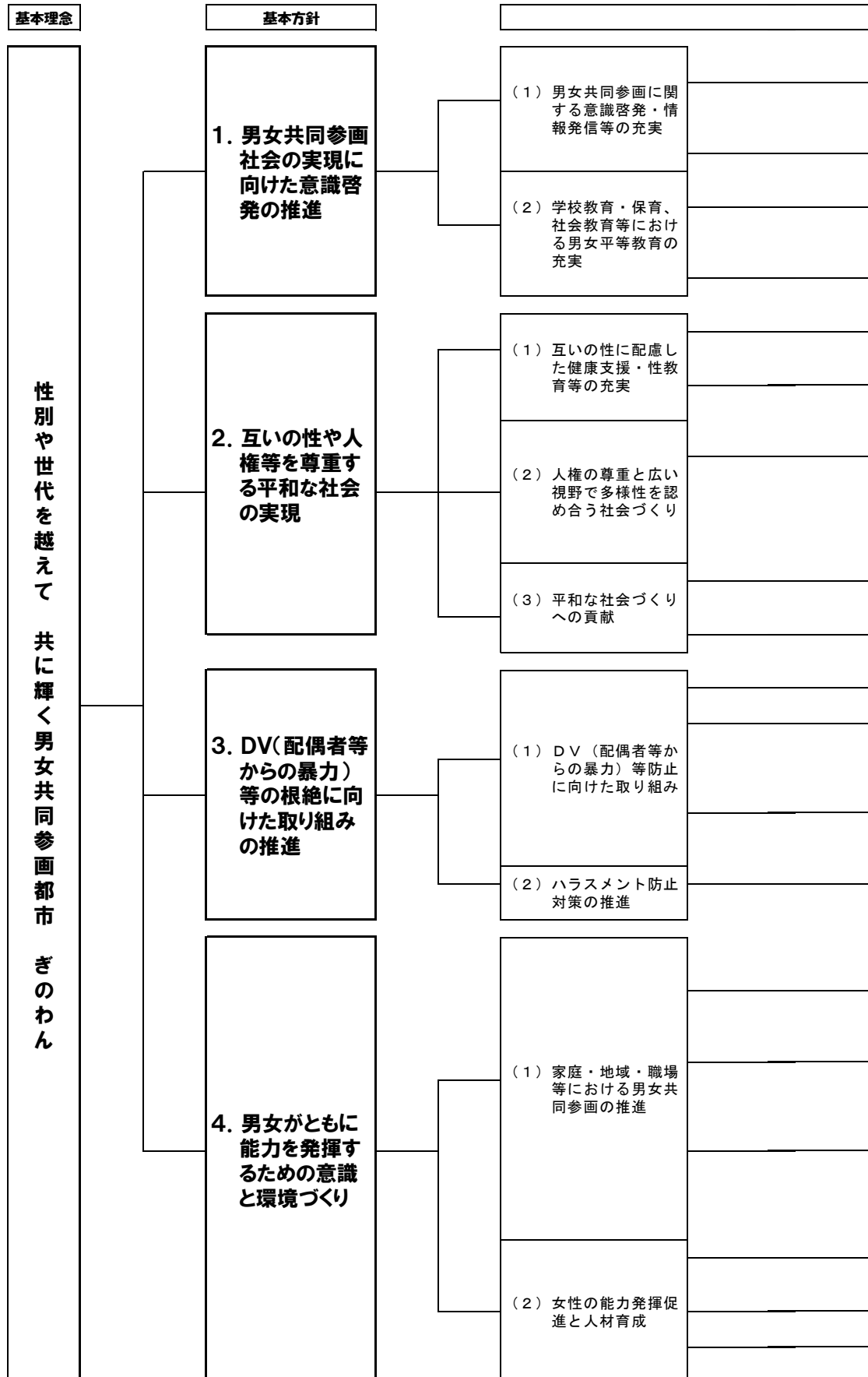
(4) 男女がともに能力を発揮するための意識と環境づくり

男女がともに協力し合い、自立した社会生活を送るためには、家庭や地域、職場等のあらゆる場面で男女共同参画を推進し、自身が持つ能力を最大限発揮できる仕組みや環境づくりが必要です。また、女性が多様な場面で活躍するための能力向上支援や人材育成も重要です。

このようなことから、男性の家事・育児への参加促進や保育・育児及び介護サービスの充実、地域活動への参加促進、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発等に積極的に取り組み、家庭や地域、職場等のあらゆる場面で男女が活躍できる意識と環境づくりを進めるとともに、それらをけん引する人材育成や能力向上支援に取り組めます。



3. 施策の体系



具体施策	
1) 効果的な広報・啓発の推進	①「市報ぎのわん」を通じた幅広い市民への情報発信 ②市ホームページにおける情報発信の充実 ③本計画の周知 ④「男女共同参画都市宣言」の周知及び「男女共同参画条例」の制定 ⑤男女共同参画支援センターふくふくの周知及び利用促進
2) 様々な機会を活用した効果的な啓発活動の実施	①講座等の開催 ②男女共同参画週間の取り組み推進
1) 男女共同参画意識の浸透を図る教育の推進	①男女共同参画を推進する学校教育・保育の環境づくり ②総合学習の時間等における男女共同参画の啓発 ③性別に捉われないキャリア教育の推進 ④男女混合名簿の導入推進 ⑤保護者等への意識啓発の推進
2) 社会教育における学習機会の確保	①生涯学習講座における学習機会の確保 ②男女共同参画に関する資料等の収集・公開
1) 性と生殖に関する自己決定権の尊重	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発 ②健康相談等の機会を通じた家族計画のアドバイス実施 ③リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する女性相談事業の実施
2) ライフステージに応じた性教育・保健対策の推進	①発達段階に応じた性教育・思春期教育の充実 ②こころとからだの健康づくりの推進 ③住民健診・がん検診の推進
1) 人権の尊重に係る啓発教育	①人権に係る各種啓発活動の実施 ②学校における人権教育の推進 ③メディア・リテラシーの推進 ④多様な性を尊重する意識の啓発 ⑤申請書等の不要な性別欄の削除
2) 多様な文化と触れ合う各種国際交流事業等の推進	①各種国際交流事業の推進による異文化理解 ②男女共同参画に関する国際的な動向の把握・周知 ③市内在住外国人との交流やネットワークづくり
1) 平和の継承と発信	①平和啓発イベントの継続実施 ②魚野湾市平和学習派遣事業の継続実施 ③学校における平和学習の推進
2) 基地被害の除去による平和な暮らしの実現	①基地被害の除去に向けた取り組みの推進
1) 多様な媒体による効果的な広報・啓発の推進	①あらゆる暴力を防止するための啓発 ②関係法令等の周知徹底
2) 相談体制の充実	①相談体制の充実 ②相談員のスキルアップ支援 ③相談窓口の周知
3) 被害者支援体制の充実	①通報・通告義務の周知 ②児童虐待の早期発見・対応の充実 ③地域コミュニティの強化による早期発見・対応の充実 ④被害者情報保護の支援措置 ⑤一時保護施設との連携 ⑥DV被害者等の転居支援
	①職場におけるセクハラ、パワハラ、モラハラ等防止に向けた意識啓発 ②様々な機会を通じた市民への周知 ③相談窓口の周知(再掲)
1) 家庭における男女共同参画の推進	①男性の家事・育児等への参加促進 ②男性の育児・介護休業取得促進 ③教育現場での意識啓発 ④保育・育児サービスの充実 ⑤介護サービス等の充実 ⑥社会制度・慣習等の見直しに向けた意識啓発(家庭)
2) 地域における男女共同参画の推進	①社会制度・慣習等の見直しに向けた意識啓発(地域) ②地域連絡会との連携及び支援充実 ③様々な地域活動への参加促進
3) 職場等における男女共同参画の推進	①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発 ②法制度等の周知 ③就業規則の作成・周知義務の広報 ④企業におけるポジティブ・アクションの取り組み促進 ⑤庁内における女性登用の推進及び職域の拡大 ⑥家族経営協定の普及 ⑦保育・育児サービスの充実(再掲) ⑧介護サービス等の充実(再掲)
1) 就労支援の充実	①各種講座・講習会の開催及び案内充実 ②ハローワークとの連携強化 ③ひとり親家庭の自立促進
2) 政策・意思決定の場やその過程への男女共同参画の推進	①各種審議会等への女性委員登用促進 ②人材バンクの更新及び活用促進
3) 女性リーダー育成支援の充実	①女性リーダー育成のための研修機会の確保 ②女性団体の活動支援 ③女性起業家への支援

Ⅲ 具体施策の展開



1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進
2. 互いの性や人権等を尊重する平和な社会の実現
3. DV（配偶者等からの暴力）等の根絶に向けた取り組みの推進
4. 男女がともに能力を発揮するための意識と環境づくり

Ⅲ 具体施策の展開

1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進

(1) 男女共同参画に関する意識啓発・情報発信等の充実

<現状と課題>

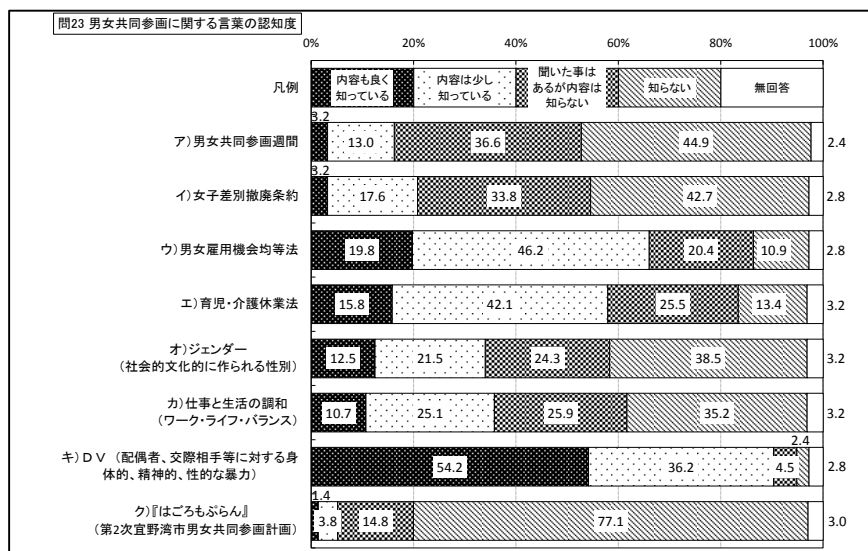
男女共同参画社会の実現には、まず男女共同参画の目的や意義等を市民一人ひとりが理解し、考え、行動することが重要です。国や県においても、男女共同参画の理念に基づいた法律や制度の整備が進んでおり、近年、女性を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市においては、平成 21 年に改訂を行った「第 2 次宜野湾市男女共同参画計画 - はごろもぷらん- (改訂版)」に基づき、各種男女共同参画施策を展開してきました。

また、平成 26 年 3 月に「宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく」が完成し、これまで男女共同参画の中核を担っていた「宜野湾市人材育成交流センターめぶき」とともに、新たな拠点として多様な取り組みの展開が期待されています。

日常的な情報発信及び意識啓発の方法として、「市報ぎのわん」へ「女男ゆんたくひろば」のコーナーを毎月掲載し、男女共同参画関連の言葉の周知促進や最新情報の発信、ふくふく講座の案内等を行い、広く市民へ向けて情報発信しています。また、ホームページにおいても、イベント情報や施設の空き情報、女性相談の案内等を行っており、多様な媒体を通じた情報発信等に努めています。

本計画の策定に際して実施したアンケート調査の結果から、男女共同参画に関連する言葉・用語の認知度をみると、「DV (ドメスティック・バイオレンス)」や「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」などの認知度は高くなっていますが、「男女共同参画週間」、「女子差別撤廃条約」等の認知はあまり進んでいません。また、本市の男女共同参画計画である「はごろもぷらん」についてはほとんど認知されていないという状況にあることから、本計画策定後には、計画内容等の周知徹底が必要です。



資料：宜野湾市男女共同参画社会づくりに関する意識と実態調査(平成 26 年度)

1) 効果的な広報・啓発の推進

施策	具体内容	所管課
①「市報ぎのわん」を通した幅広い市民への情報発信	「市報ぎのわん」に連載中の「 ^{うないほー} 女男ゆんたくひろば」にて、男女共同参画に関する法制度や用語、最新情報等の周知を図るとともに、イベントの情報、ふくふく講座等について情報発信を行います。	市民協働推進課
②市ホームページにおける情報発信の充実	本庁担当部署や人材育成交流センターめぶき、男女共同参画支援センターふくふくのホームページにおいて、男女共同参画に関する最新情報やイベント情報、ふくふく講座等、情報発信を行うとともに、掲載内容の定期的な更新を行います。	市民協働推進課
③本計画の周知	「市報ぎのわん」や市ホームページ等への掲載、概要版の配布等により、本計画を市民や事業者等へ広く周知し、市民等との協働による男女共同参画社会の実現を目指します。 また、庁内各課への周知徹底により、男女共同参画の視点に立った行政運営に努めます。	市民協働推進課
④「男女共同参画都市宣言」の周知及び「男女共同参画条例」の制定	平成21年度に実施した「男女共同参画都市宣言」の趣旨や内容について、広く市民等へ周知し、男女共同参画意識の高揚を図ります。 また、市民等の機運を高めるため、男女共同参画社会実現に向けた市民や企業、行政等の役割等を定める「宜野湾市男女共同参画条例」の制定に向けて取り組みます。	市民協働推進課
⑤男女共同参画支援センターふくふく等の周知及び利用促進	「男女共同参画支援センターふくふく」や「人材交流センターめぶき」の周知を図り、施設の利用促進や開催される講座の案内を行います。	市民協働推進課

2) 様々な機会を活用した効果的な啓発活動の実施

施策	具体内容	所管課
①講座等の開催	<p>ふくふく講座等の市民講座の開催、イベント等を通じて男女共同参画の啓発を進めます。</p> <p>また、タイアップ講座や企業等への出前講座についても開催を検討します。</p> <p>講座の開催に際しては、子育て期の方が参加しやすいよう、会場での託児対応に努めます。</p>	市民協働推進課
②男女共同参画週間の取り組み推進	<p>男女共同参画週間において、市役所や市内商業施設等の市民が集まる場所でのパネル展を開催するとともに、市内女性団体の活動の周知や地域連絡会による活動報告等を実施し、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。</p>	市民協働推進課



(2) 学校教育・保育、社会教育等における男女平等教育の充実

<現状と課題>

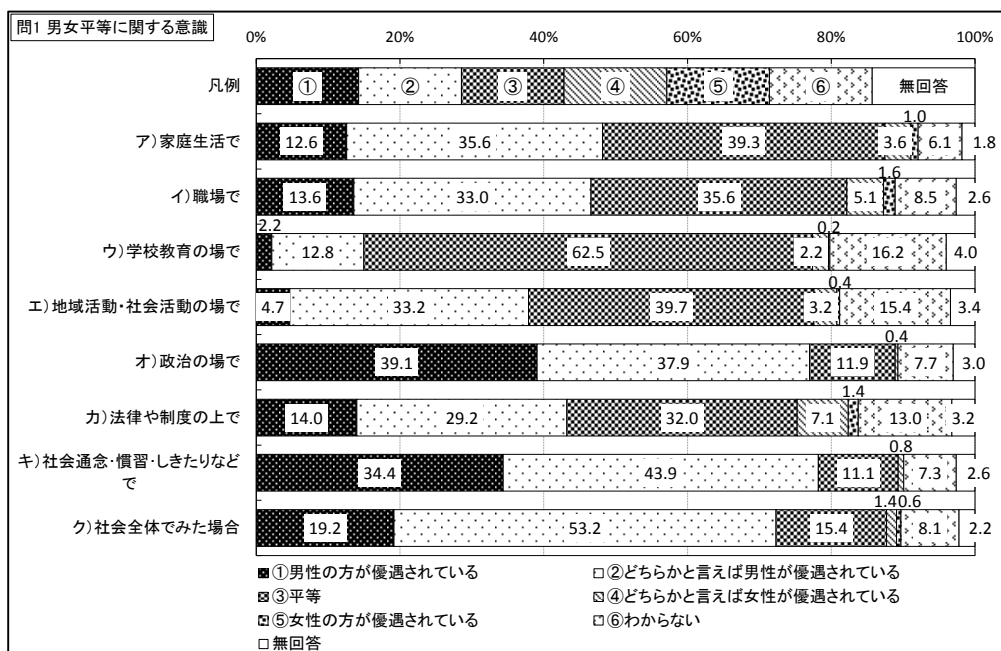
わたしたちの生活の中には、未だに「男は〇〇、女は〇〇」といった性別による固定的な役割分担意識が根付いています。こうした固定観念は、幼少期からの日常生活の中で、知らず知らずのうちに植え付けられてしまうことが多く、男女がお互いの性差を尊重することや能力や意欲を十分に発揮する機会を妨げたり、家庭生活や仕事等の様々な場面で、一方に重い負担をかけてしまったりすることがあります。

そこで、幼いころから「男らしさ、女らしさ」を押し付けないなど、性別による固定的な役割分担意識を植え付けないようにすることで、男女共同参画社会の実現に向けた、大きな意識改革につながることを期待されます。

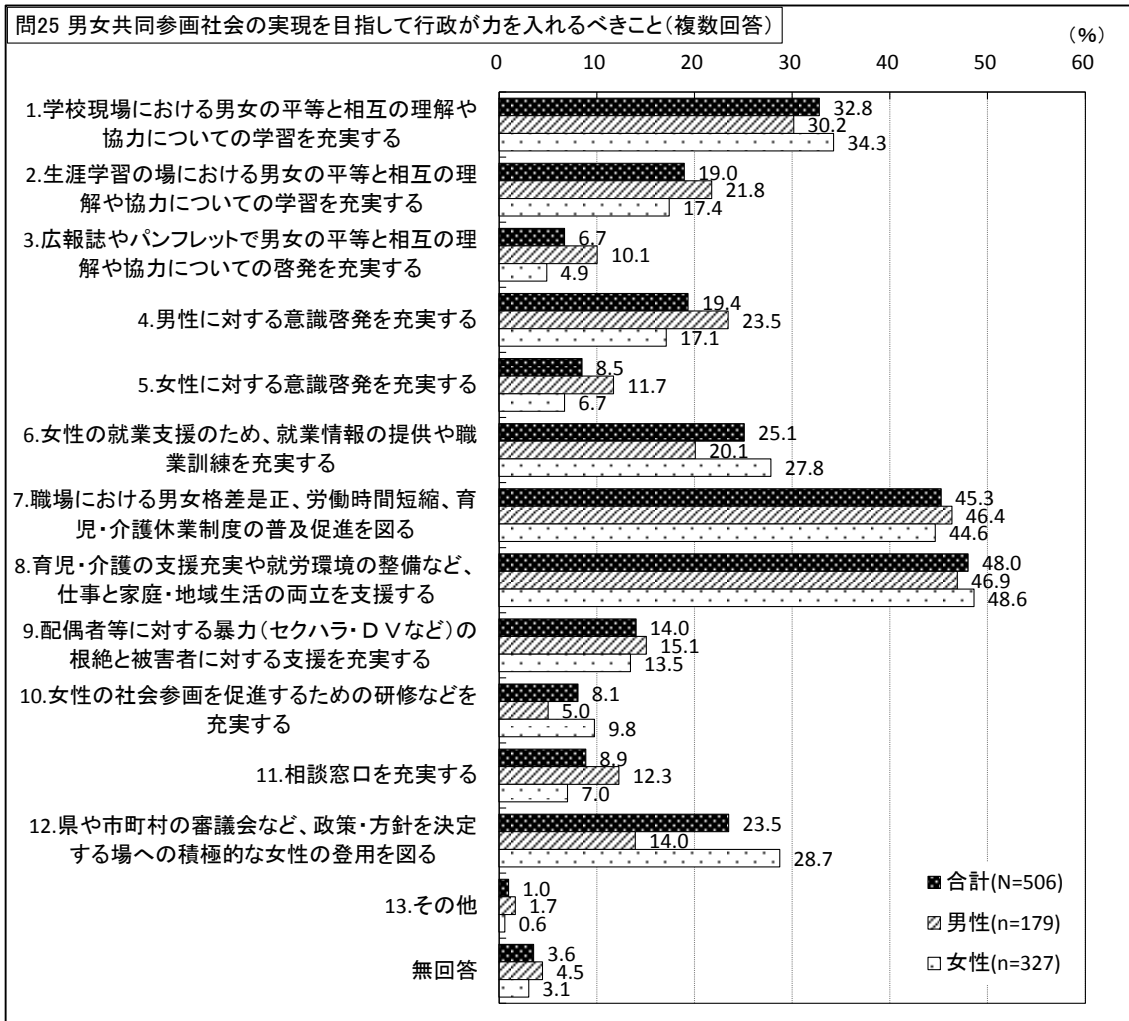
本市においては、保育所や学校現場において、性別に捉われない敬称の使用や性別に捉われない進路指導やキャリア教育を行っており、また、日常の学校生活等を通して男女がともにお互いを尊重できるような教育に努めています。

本計画策定にあたって実施したアンケート調査においては、男女平等に関する意識・習慣について、「学校教育の場」で『男女平等である』と回答した者の割合は6割強(62.5%)と半数を超えており、また、男女共同参画社会の実現を目指して行政が力を入れるべきことについては「学校現場における男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」が3割強(32.8%)と3番目に高くなっています。

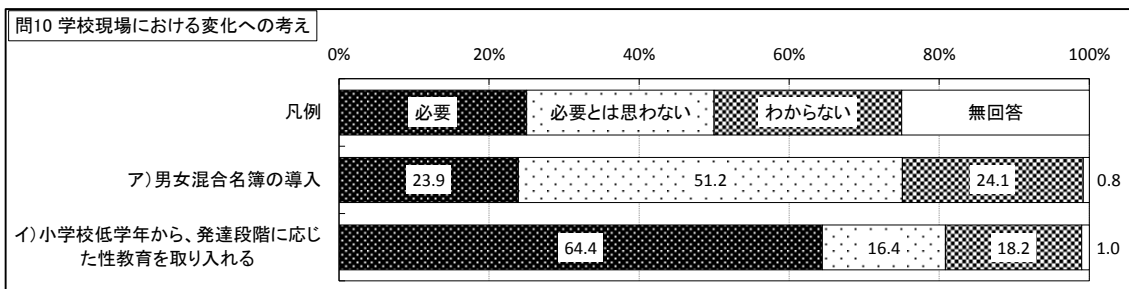
一方、男女混合名簿の導入については、「必要」が2割強(23.9%)にとどまっています。しかしながら、男女混合名簿の導入は、子どものころから男女の区別・序列の意識を植え付けないことやセクシュアル・マイノリティの尊厳を守ることなどにつながることから、児童生徒はもちろん、保護者、教職員等へ男女混合名簿導入の必要性を働きかけ、導入を推進していく必要があります。



資料: 宜野湾市男女共同参画社会づくりに関する意識と実態調査(平成26年度)



資料: 宜野湾市男女共同参画社会づくりに関する意識と実態調査(平成26年度)



資料: 宜野湾市男女共同参画社会づくりに関する意識と実態調査(平成26年度)

1) 男女共同参画意識の浸透を図る教育の推進

施策	具体内容	所管課
①男女共同参画を推進する学校教育・保育の環境づくり	<p>固定的な性別役割分担意識を植え付けないよう、幼い時期から性別に捉われない、子どもたち一人ひとりの個性を育む教育環境づくりに取り組みます。</p> <p>また、教職員や指導者への男女共同参画に関する研修機会の確保等により、指導する立場にある者への意識啓発を図ります。</p>	指導課 保育課
②総合学習の時間等における男女共同参画の啓発	<p>男女がともに家庭や社会生活の一員として、お互いに協力し合う社会づくりのため、学年行事や総合的な学習の時間等を活用し育児体験や福祉体験学習等を検討します。</p>	指導課
③性別に捉われないキャリア教育の推進	<p>職場体験学習や教育講演会を通して、職業や勤労の必要性等について理解を深めるとともに、性別に捉われない職業観を育むキャリア教育を推進します。</p>	指導課
④男女混合名簿の導入推進	<p>あらためて男女共同参画について考える機会を持つため、先進事例の調査・研究や導入校へのヒアリング等を実施し、男女混合名簿の導入を推進します。</p>	指導課
⑤保護者等への意識啓発の推進	<p>便りの活用やPTA総会、三者面談等の機会を通して、保護者への男女共同参画意識の啓発を図ります。</p>	指導課 保育課

2) 社会教育における学習機会の確保

施策	具体内容	所管課
①生涯学習講座における学習機会の確保	<p>子育て中の方や高齢者、女性、青年等各期ライフステージに応じた多様な学習機会の提供を図ります。</p> <p>また、男女共同参画担当部署との連携により、タイアップ講座等の実施を検討します。</p>	生涯学習課 市民協働推進課
②男女共同参画に関する資料等の収集・公開	<p>男女共同参画に関する資料や情報の収集を図り、市民へ広く公開します。</p>	市民協働推進課 市民図書館

2. 互いの性や人権等を尊重する平和な社会の実現

(1) 互いの性に配慮した健康支援・性教育等の充実

<現状と課題>

健康で心豊かな生活を築いていくためには、男女が互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことが必要と言えます。特に女性には妊娠や出産のための身体のしくみが備わっており、様々な女性特有の問題を心身に抱え込みがちであるなど、ライフサイクルを通して男性とは異なる健康への配慮が必要となります。

本市では、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の意識啓発を図り、女性が生涯にわたって自らの健康を主体的に確保する権利があるという考え方を広げていくため、ふくふく講座において周知を行うとともに、両親学級^{*}や健康相談等を通じた家族計画のアドバイス等を実施しています。

一方、近年では、全国的に自殺者が増加するなど、メンタルヘルスの重要性が叫ばれているとともに、栄養の偏りや食生活の乱れによる痩せすぎや肥満等の増加もみられます。本市においては、「健康ぎのわん 21（第2次）」や「宜野湾市食育推進計画」を策定するとともに、各種健診等を通して市民の健康づくりに取り組んでいます。そのため、今後ともリプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知等を図っていくとともに、健診受診率の向上や各種健康づくり支援を図るなど、総合的な健康づくり対策を行っていく必要があります。

また、望まない妊娠による若年出産もみられることから、男女がともに正しい性の知識を深めるため、発達段階に応じた性教育・思春期教育を充実させていく必要があります。

※両親学級（このとり倶楽部）：産前・出産・産後の各時期において重要な保健上の正しい知識の習得と、妊娠から育児期までの喜びや辛さを共有できる友達をつくることを目的として、希望する初妊婦とその夫を対象に栄養士や助産師、保健師による講話や実習を実施している。

1) 性と生殖に関する自己決定権の尊重

施策	具体内容	所管課
①リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	ふくふく講座をはじめ、各種情報媒体を活用し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方について周知を図ります。	市民協働推進課 健康増進課
②健康相談等の機会を通じた家族計画のアドバイス実施	両親学級やふたば健康相談、妊産婦・新生児訪問指導等の機会を通じ、家族計画のアドバイス等の実施を図ります。なお、両親学級への父親の参加者が少ないため、呼びかけの手法を検討していきます。	健康増進課

施策	具体内容	所管課
③リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する女性相談事業の実施	めぶき・ふくふくにおいて行っている女性相談を継続するとともに、その周知を図ります。 また、児童家庭課の女性相談においても、相談内容に応じて正しい性の在り方の助言を行うとともに、研修への派遣等により女性相談員のスキルアップを図ります。	市民協働推進課 児童家庭課

2) ライフステージに応じた性教育・保健対策の推進

施策	具体内容	所管課
①発達段階に応じた性教育・思春期教育の充実	児童生徒の発達段階に応じた性教育・思春期教育を実施するため、保健体育や道徳、世界エイズデー等における学習機会を設け、身体の発育や個人差の有無、思春期における適切な行動についての学習を図ります。	指導課
②こころとからだの健康づくりの推進	「健康ぎのわん21(第2次)」、「宜野湾市食育推進計画」に基づき、栄養・食生活の改善や運動を通したからだの健康づくりと、心の健康相談やスクールカウンセリング等を活用したこころの健康づくりを進めます。	健康増進課 指導課 障がい福祉課
③住民健診・がん検診の推進	生涯にわたり、男女が心身共に健康に過ごしていく事ができるよう、引き続き住民健診やがん検診などの保健事業を推進します。 特に女性については、妊娠・出産期の健康管理をはじめ、婦人がん検診等の実施を図るなど、性差に応じた支援に努めます。	健康増進課



(2) 人権の尊重と広い視野で多様性を認め合う社会づくり

<現状と課題>

男女共同参画社会を実現するためには、男女の人権を尊重していくことが最も基本と言えます。本市においては、学校教育等において人権教育を推進していますが、今後ともその充実を図る中で、偏見や差別のない社会の構築を図っていく必要があります。一方、スマートフォンをはじめとする最新機器・サービスが急速に浸透するなど、青少年を取り巻くインターネット環境は急速に変化しています。インターネット上には様々な性の情報等が氾濫しており、児童生徒が人権を侵害する誤った情報に晒される危険があります。メディアの適切な利用や、メディアの流す情報を主体的に読み解き、発信する能力を養っていくことが求められます。また、近年では、性同一障がいへの理解を求める声が挙がっており、こころとからだの結びつきが無限な広がり多様性を持つということを理解し、偏見と差別をなくしていく必要があります。

加えて、男女共同参画社会の実現に向けた動きは、「女子差別撤廃条約」をはじめとする男女共同参画に関係の深い各種の条約や、国連特別総会「女性 2000 年会議」等、国際的な動きとともに進められています。男女共同参画社会の構築を図るためにも、こうした社会の動きについて、市民に啓発していく必要があります。また、異なる文化や風習を体験し、グローバルな視点で国際社会の課題と取り組みについて理解と関心を深めていくことは、人種や性別に捉われず多様性を認め合うことに繋がります。市民が広い視野を獲得し、多様性を認め合う地域社会を構築していくためにも、国際協力・交流活動の継続を図るなど、相互理解と交流の促進に向けた取り組みを推進していく必要があります。

1) 人権の尊重に係る啓発教育

施策	具体内容	所管課
①人権に係る各種啓発活動の実施	人権啓発等をテーマにした市報での啓発や講座の開催を図るなど、各種啓発活動を実施します。	市民生活課 市民協働推進課
②学校における人権教育の推進	人権の日における各種取り組みをはじめ、道徳の時間や総合的な学習の時間等、あらゆる場面を通し、人権教育を行います。	指導課
③メディア・リテラシーの推進	情報を主体的に読み解き・発信する能力を養うため、児童生徒に対し情報教育を推進するとともに、警察等関係機関と連携し、「サイバー犯罪防止教室」の継続実施を図るなど、インターネットやスマートフォン等を利用する際の危険性等について指導していきます。 また、市民に対しては講座や市報等を活用してメディア・リテラシーの啓発に努めます。	指導課 市民生活課 市民協働推進課

施策	具体内容	所管課
④多様な性を尊重する意識の啓発	保健体育の時間や世界エイズデー等を通し、性同一性障がい等のセクシャル・マイノリティについての共通理解を深め、偏見や差別をなくすための取り組みの実施に努めます。	指導課
⑤申請書等の不要な性別欄の削除	セクシャル・マイノリティの尊厳の確保を図るため、各課に対し、各種申請書等で性別欄が不要な場合は削除していくことを引き続き働きかけます。	市民協働推進課

2) 多様な文化と触れ合う各種国際交流事業等の推進

施策	具体内容	所管課
①各種国際交流事業の推進による異文化理解	中国廈門理工学院留学生派遣事業や沖縄県女性の翼の会が実施する「女性の翼」への派遣により、グローバルな視点を持った人材を育成するとともに、異なる文化や風習を体験、理解することで多様性を認め合う社会づくりに繋がっていきます。 また、海外研修生受入事業の再開に向け、検討します。	市民協働推進課
②男女共同参画に関する国際的な動向の把握・周知	男女共同参画を推進する上で重要な国際規範・基準等、世界各国の男女共同参画の動向に関する情報の把握を図るとともに、各種情報媒体を用い、市民への周知を図ります。	市民協働推進課
③市内在住外国人との交流やネットワークづくり	国際交流協会への補助や人的支援の継続を図る中で、国際交流協会による交流事業や語学講座、イベントの開催等の継続・充実を促進していきます。	市民協働推進課



(3) 平和な社会づくりへの貢献

<現状と課題>

男女共同参画社会基本法において、最も重要視している基本理念には、個人としての尊厳が重んぜられる「人権の尊重」の考え方があります。その人権を脅かすものとして戦争があります。去る大戦では、本市も甚大な被害を被り、女性や子どもを問わず多くの生命が犠牲となりました。さらに現在においても、市域の中央に普天間基地を抱えており、常に航空機騒音に晒されているとともに、市民は常に墜落事故などの危険とともに暮らすことを余儀なくされています。戦争や基地に関わる経験を教訓に、後世に向けて平和な社会づくりに取り組むことが重要です。

市民の安全な暮らしを守るため、普天間基地の危険性の除去を強力に要請していくとともに、平和学習や平和事業の継続により、戦争の記憶を風化させることなく後世に伝えていくなど、一人ひとりの命の尊厳を学ぶ教育の充実を図っていく必要があります。

1) 平和の継承と発信

施策	具体内容	所管課
①平和啓発イベントの実施	「宜野湾市慰霊の日事業」等の平和啓発イベントの実施を図るとともに、男女共同参画の視点も意識した事業の実施に努めます。また、イベント開催に際し、市役所ロビーへのピースツリーの展示及び平和メッセージの記入を継続するなど、市民参加の充実に向けた取り組みを推進します。	市民協働推進課
②宜野湾市平和学習派遣事業の継続実施	戦争の愚かさ・悲惨さ・平和の大切さを学ぶため、市内各中学校から選出された生徒を被爆地長崎へ派遣する「宜野湾市平和学習派遣事業」の継続実施を図るとともに、報告会の継続実施を図り、平和の心の波及を図ります。	市民協働推進課
③学校における平和学習の推進	慰霊の日の前後や総合的な学習の時間等を活用して平和学習の取り組みを図ります。また、市内の戦争体験者等を招き、戦争体験を語ってもらうなど、地域との連携による平和学習の充実を努めます。	指導課

2) 基地被害の除去による平和な暮らしの実現

施策	具体内容	所管課
①基地被害の除去に向けた取り組みの推進	市民の生命・財産を守り、住民が安心した生活を送れるよう、普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還と、その間の危険性の除去及び基地負担軽減の実現を、引き続き政府へ強く求めています。	基地渉外課



3. DV（配偶者等からの暴力）等の根絶に向けた取り組みの推進

(1) DV（配偶者等からの暴力）等防止に向けた取り組み

<現状と課題>

我が国においては、憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取り組みが行われています。一方、近年では配偶者等からの暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談件数が増加傾向にあり、その被害者は女性である場合がほとんどです。こうした暴力は重大な人権侵害であり、犯罪となる行為にもつながります。また、このような行為は個人の尊厳を害し、男女共同参画社会実現の大きな妨げとなっています。

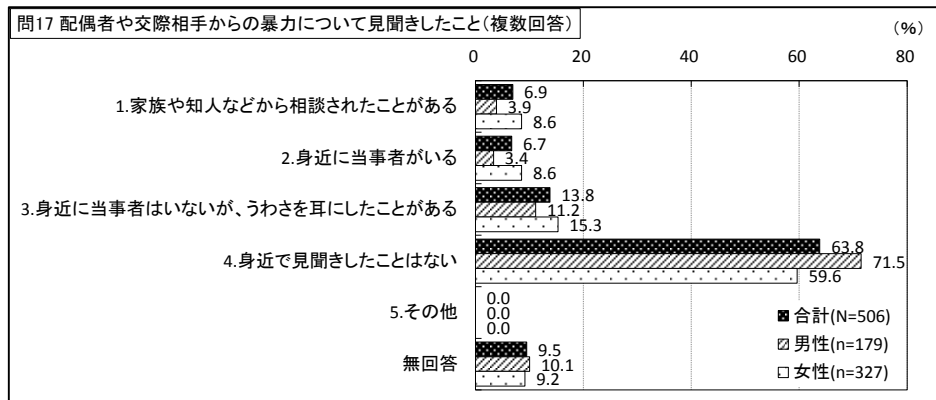
そこで、国においては、配偶者からの暴力防止及び被害者支援の体制整備を目的に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護(等)に関する法律（DV防止法）^{*}」を平成13年に制定し、直近では平成25年に改正が行われています。そうした流れを受け、沖縄県においても「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（改訂版）」が策定されています。

本市においては、児童家庭課や人材育成交流センターめぶきにおいて女性相談を実施し、相談支援を行っています。また、緊急性を要する場合は配偶者暴力相談支援センター等の専門機関との連携のもと、被害者の一時保護等につなげています。一方、DV被害者への転居支援については、毎年高倍率の市営住宅における優先枠の確保は難しく、また、保証人等の課題で民間賃貸住宅への転居が困難な事例もあるため、今後、DV被害者をはじめ、ひとり親世帯、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者に対する居住支援が必要です。

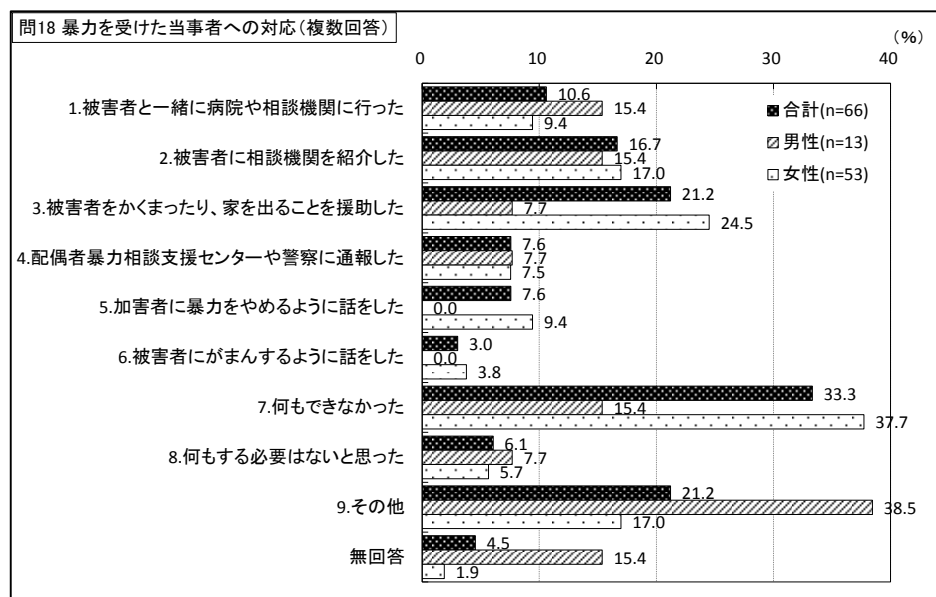
DV防止啓発事業として、リーフレットの作成や中高生を対象としたデートDV予防啓発講座をはじめとする各種講座の開催、女性に対する暴力をなくす運動におけるパネル展の実施等、様々なDV防止及び被害者支援の事業を行っています。

一方、本計画の策定に際して実施したアンケート調査結果では、配偶者等からの暴力について、家族・知人など身近な人から相談されたことがある方（6.9%）や身近に当事者がいる方（6.7%）がそれぞれ1割程度いることがわかります。また、その後の対応としては、「何もできなかった」が3割強となっていることから、被害者を発見した際の対応（相談・通報等）について、市民に広く周知していく必要があります。

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律：平成25年の法改正により、法律の名称が一部変更になった。
 ・「被害者の保護に関する」⇒「被害者の保護等に関する」



資料: 宜野湾市男女共同参画社会づくりに関する意識と実態調査(平成 26 年度)



資料: 宜野湾市男女共同参画社会づくりに関する意識と実態調査(平成 26 年度)

1) 多様な媒体による効果的な広報・啓発の推進

施策	具体内容	所管課
①あらゆる暴力を防止するための啓発	男女間のあらゆる暴力(児童虐待を含む)を根絶し、市民の人権を守るため、市報ぎのわんや市ホームページ等多様な媒体の活用をはじめ、関連講座の開催や両親学級、学校の道徳や保健体育の時間等の様々な機会を通じて、啓発活動を推進します。	市民協働推進課 児童家庭課 健康増進課 保育課 指導課
②関係法令等の周知徹底	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」をはじめ、「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」等の関連法令の周知徹底を図ります。	市民協働推進課

2) 相談体制の充実

施策	具体内容	所管課
①相談体制の充実	<p>児童家庭課やめぶぎに設置されている女性相談窓口をはじめ、関係課及び関係機関との連携を図り、相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、DV防止庁内ネットワークにおいて、相談体制及び被害者支援の充実に向けた庁内連携を推進します。</p>	<p>市民協働推進課 児童家庭課</p>
②相談員のスキルアップ支援	<p>被害者やその周囲の方からの相談等に適切に対応することができるよう、相談員の研修機会の確保等、スキルアップ支援に取り組みます。</p>	<p>市民協働推進課 児童家庭課</p>
③相談窓口の周知	<p>庁内の相談窓口（児童家庭課・めぶぎ、法律相談等）をはじめ、配偶者暴力相談支援センターや県男女共同参画センター等及び警察等の相談窓口の周知を図ります。</p>	<p>市民協働推進課 児童家庭課 市民生活課</p>

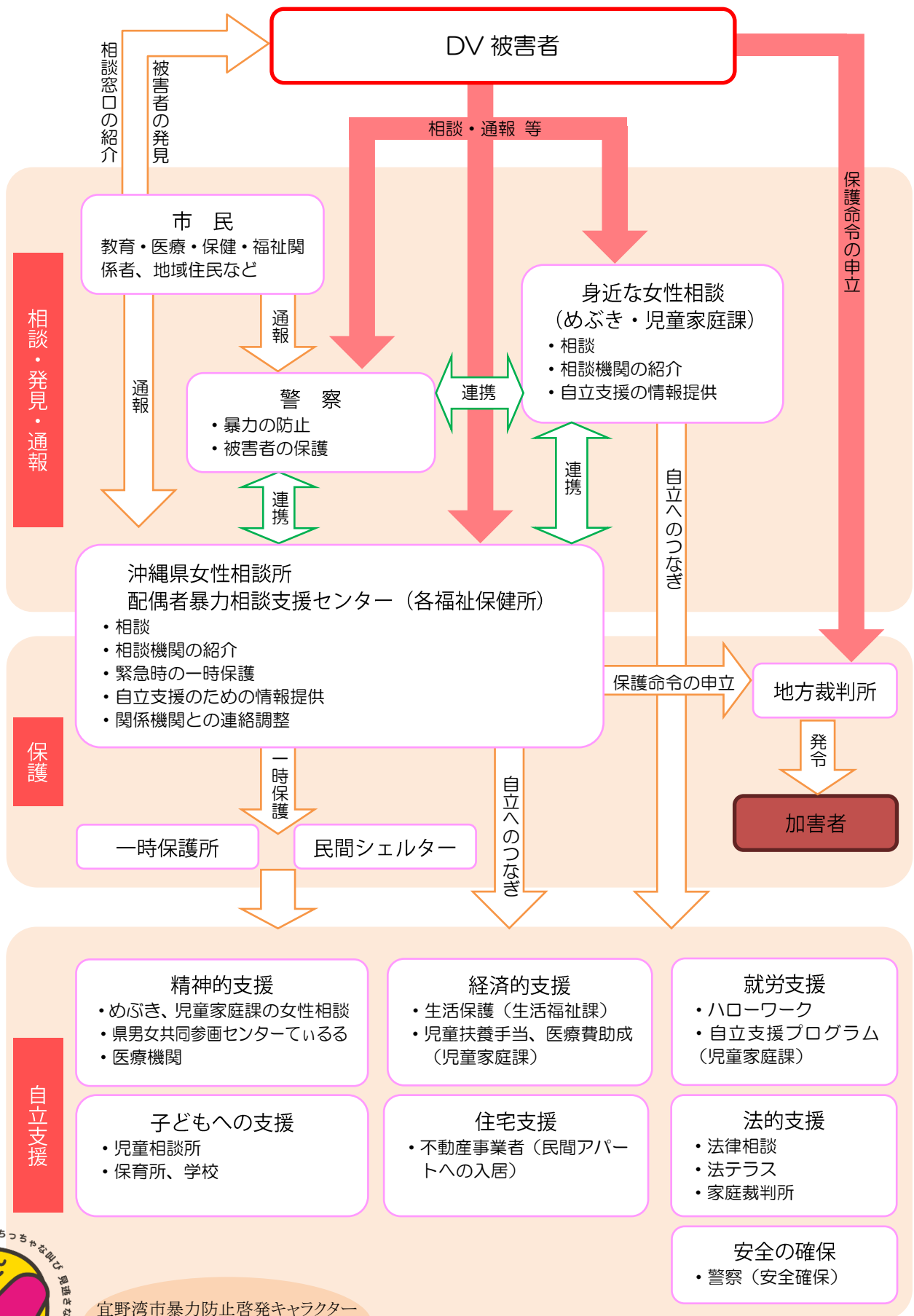
3) 被害者支援体制の充実

施策	具体内容	所管課
①通報・通告義務の周知	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第6条に規定する通報等の努力義務や「児童虐待の防止等に関する法律」第6条に規定する児童相談所への通告義務について市民へ広く周知し、被害者の早期発見・対応の充実を図ります。</p>	<p>市民協働推進課 児童家庭課</p>
②児童虐待の早期発見・対応の充実	<p>母子保健事業や各種健診、保育所・幼稚園・学校等の場において、児童虐待の早期発見に努めます。</p> <p>虐待の恐れがある又は虐待の事実を確認した場合は、速やかに関係機関（児童相談所、警察等）と連携し、児童の保護等適切な対応に努めます。</p>	<p>健康増進課 保育課 指導課 児童家庭課</p>
③地域コミュニティの強化による早期発見・対応の充実	<p>民生委員・児童委員をはじめ、自治会や社会教育団体、PTA等の地域で活躍する団体等と連携し、DVや児童虐待の早期発見及び通報・通告等による早期対応に努めます。</p>	<p>市民協働推進課 福祉総務課</p>

施策	具体内容	所管課
④被害者情報保護の支援措置	<p>被害者を守るため、住民基本台帳事務における被害者の住民票等の交付・閲覧制限措置や住基システムにおける住所の閲覧制限等に取り組みます。</p> <p>また、住民基本台帳事務担当課のみならず、関係課においても被害者の情報の保護に取り組みます。</p>	市民課 関係課
⑤一時保護施設との連携	<p>配偶者暴力相談支援センターやシェルターとの連携のもと、安全かつ確実な一時保護に努めます。</p>	児童家庭課 市民協働推進課
⑥DV被害者等の転居支援	<p>居住サポート支援や不動産会社との連携による保証人不要の物件確保システムの構築を検討し、DV被害者をはじめ、高齢者、障がい者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者への転居支援に努めます。</p>	生活福祉課 児童家庭課 建築課 関係課



DV被害者支援の流れ



宜野湾市暴力防止啓発キャラクター

“プチサポ”

(2) ハラスメント防止対策の推進

<現状と課題>

近年、職場をはじめ様々な場面において、セクハラ（セクシャル・ハラスメント）やパワハラ（パワー・ハラスメント）に代表される様々なハラスメント問題が巻き起こっています。また、身体的な暴力を伴わずとも、言葉や態度で精神的虐待を行うモラハラ（モラル・ハラスメント）についても、深刻化してDV等へつながることが懸念されます。こうしたハラスメントは、深刻な人権侵害であり、DVと同様に男女共同参画社会実現の大きな妨げとなっています。

これらの問題を解決するためには、ハラスメントは人権侵害であること、深刻な社会問題であること、それによって女性の活躍の場や社会進出の機会を大きく阻害していること等について、広く市民や企業等へ啓発していく必要があります。

本市においては、「女性に対する暴力をなくす運動」において、DV防止啓発等と併せてセクハラ防止等の啓発を実施しています。また、庁内においては、毎年「セクハラ・パワハラ防止研修」を実施しており、管理職（課長級以上）・係長職をはじめ多くの職員が積極的に参加し、セクハラ・パワハラとはどういうものかについての理解を深めています。企業等への啓発としては、沖縄労働局等が実施する講習会の案内等を行っています。一方、講習会の内容への理解は深まっていると推測されますが、中には、企業体力的に余裕がない、具体的にどのように環境改善に取り組みれば良いのかわからないといった声も聞かれることから、市商工会等と連携し、環境改善に向けた助言・指導や効果的な周知方法の検討等を進めていく必要があります。

施策	具体内容	所管課
①職場におけるセクハラ、パワハラ、モラハラ等防止に向けた意識啓発	職場等におけるセクハラ、パワハラ、モラハラ等の防止に向け、ハラスメントは人権侵害であることを、多様な媒体を通して広く市民へ意識啓発を図るとともに、庁内や市商工会等を通して企業等へ周知し、意識の高揚を図ります。	市民協働推進課 人事課 産業政策課
②様々な機会を通じた市民への周知	庁内の職員研修や「女性に対する暴力をなくす運動」における市役所や市内商業施設等でのパネル展開催、沖縄労働局等が開催する講習会の案内等、様々な機会を通してセクハラ・パワハラ等防止に向けた意識啓発を行います。	市民協働推進課 人事課 産業政策課
③相談窓口の周知（再掲）	庁内の相談窓口（児童家庭課・めぶき、法律相談等）をはじめ、配偶者暴力相談支援センターや県男女共同参画センターにいるる及び警察等の相談窓口の周知を図ります。（再掲）	市民協働推進課 児童家庭課 市民生活課

4. 男女がともに能力を発揮するための意識と環境づくり

(1) 家庭・地域・職場等における男女共同参画の推進

<現状と課題>

男女共同参画の実現に向け、国連や国をはじめ、県、本市において様々な事業や啓発活動が行われています。その成果として固定的な性別役割分担意識は以前に比べると改善がみられ、また、「イクメン[※]」という俗語も誕生するなど男性の家事・育児への参加や女性の社会進出は進みつつあります。しかしながら、それらはまだ十分とは言えず、一部では「男は仕事、女は家庭」といった古い慣習・考え方が残っており、今後とも様々な意識啓発を進めていくことが重要です。

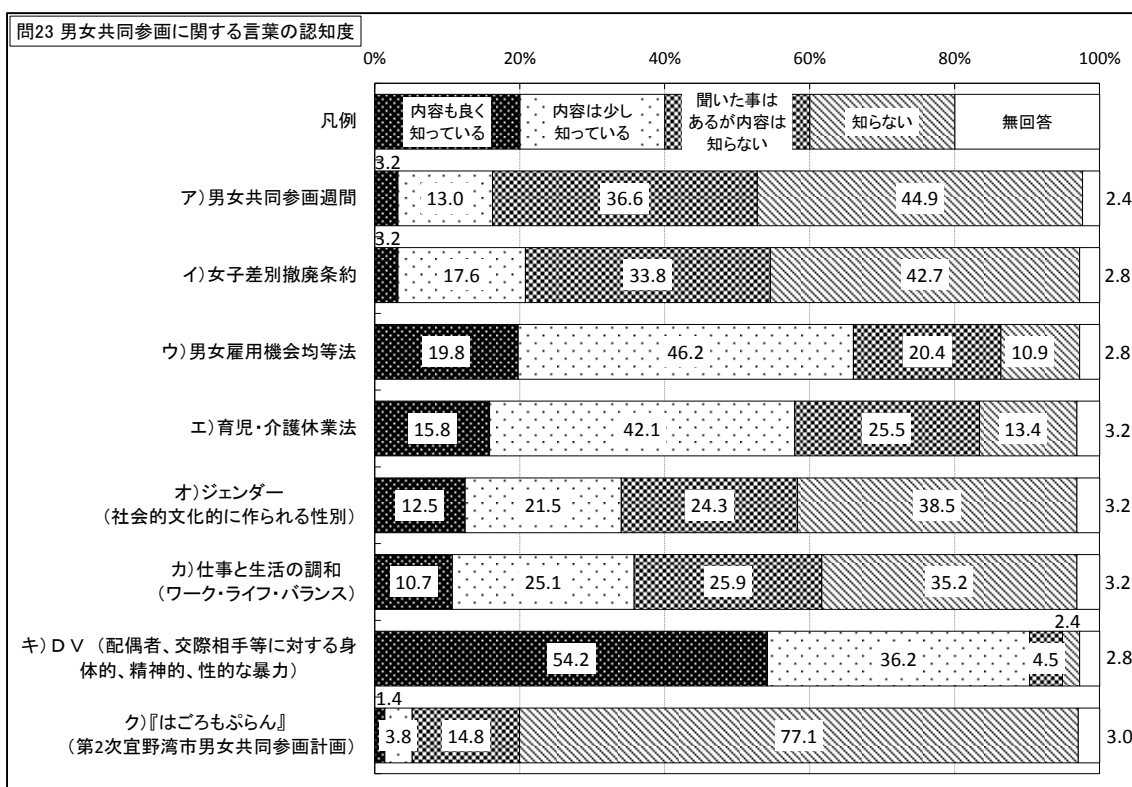
本市においては、両親学級での啓発や男性料理教室の開催等により、男性の家事・育児等への参加促進を促しており、家庭という生活単位において、女性のみならず男性が参加することの重要性を周知しています。一方、男女共同参画に関する各種講座等への男性参加者が少ないことや、市内における男性の育児休業取得実績が少ないことが課題となっており、今後、効果的な周知方法の検討などによる講座への参加促進や育児休業等取得促進が求められています。さらに、男女がともに家事・育児等へ参加するための、保育・育児支援サービスや介護サービスの充実も必要です。

自治会活動をはじめとする地域活動の方針決定等の場面においては、以前は主に男性がその役割を担っていましたが、近年では女性自治会長も珍しくなくなり、役員等も性別に捉われることなく選任されることが多くなりました。引き続き、男女が対等な立場で意思表示ができ、それぞれの目線で方針等を決定し、地域社会の一員としてその役割と責任を果たしていくことが重要です。また、地域の男女共同参画に関する意識啓発を担うリーダーとして地域連絡会が組織されており、それぞれの地域で多様な活動行っています。引き続き、地域連絡会との連携充実及び活動支援により、多様な活躍を促進していく必要があります。

本計画策定に際して実施したアンケート調査では、「仕事と生活の調和」を意味する「ワーク・ライフ・バランス」について、「言葉を知っている」は6割強（61.7%）ですが、「内容まで知っている」は4割弱（35.8%）に止まっています。今後とも、ワーク・ライフ・バランスについて言葉の周知を図るとともに、その調和の在り方について、市民等が考える機会の提供に努めていく必要があります。また、男女雇用機会均等法等の各種法制度や女性登用促進に向けたポジティブ・アクションの推進等、職場等において男女共同参画の推進を呼びかけていくことが重要です。

※イクメン：子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のこと。

（厚生労働省雇用均等・児童家庭局、イクメンプロジェクトHPより）



資料: 宜野湾市男女共同参画社会づくりに関する意識と実態調査(平成 26 年度)

1) 家庭における男女共同参画の推進

施策	具体内容	所管課
①男性の家事・育児等への参加促進	<p>両親学級や男性向けふくふく講座、男性料理教室の開催、学校での家庭科の時間等を通して、男性が家事や育児へ参加することが当たり前のことであるという意識づけを行うとともに、そのためのスキルアップ支援等を進めます。</p> <p>また、保育所や学校においても、保護者への意識啓発に努めます。</p>	<p>健康増進課 市民協働推進課 保育課 指導課</p>
②男性の育児・介護休業取得促進	<p>男性の育児・介護休業等の取得促進のため、市報ぎのわん等多様な媒体を通じた制度等の周知を行うとともに、市商工会等と連携し、取得促進に向けた効果的な周知方法の検討・実践を図ります。</p> <p>また、庁内職員に対しても、引き続き制度の周知に取り組むとともに、男女とも育児・介護休業を取得しやすい環境づくりに取り組みます。</p>	<p>市民協働推進課 産業政策課 人事課</p>

施策	具体内容	所管課
③教育現場での意識啓発	男女問わず家事や育児に対する理解を深めるため、家庭科、社会科等の授業や各種講演等を通じて、児童生徒への意識啓発に取り組みます。	指導課
④保育・育児サービスの充実	男女がともに安心して働くことができるよう、認可保育所や認定こども園の創設、地域型保育事業実施施設の確保等、保育ニーズの受け皿確保を図り、待機児童の解消に努めます。 また、幼稚園における預かり保育（短期・長期）やファミリー・サポートセンター事業の周知及び利用促進を図り、働く親の育児負担の軽減を図ります。	保育課 指導課
⑤介護サービス等の充実	介護保険サービスをはじめ、高齢者福祉サービス等の周知及び利用促進を図り、家族介護者の負担軽減を図ります。	介護長寿課
⑥社会制度・慣習等の見直しに向けた意識啓発（家庭）	多様な媒体を活用し、「男は仕事、女は家庭」といった固定的役割分担意識是正に向けた意識啓発に取り組みます。 また、トートナー問題に関する講座の開催等を図り、市民が社会制度・慣習の是正について考える機会の提供に努めます。	市民協働推進課 市立博物館

2) 地域における男女共同参画の推進

施策	具体内容	所管課
①社会制度・慣習等の見直しに向けた意識啓発（地域）	地域活動の中で、男女が対等な立場で意思表示や方針決定等を行い、地域社会の一員としての役割と責任を果たしていくことができるよう、自治会や社会教育団体等の地域活動団体の研修機会確保や地域連絡会との連携による固定的性別役割分担意識の是正に取り組みます。	市民協働推進課
②地域連絡会との連携及び支援充実	地域の男女共同参画に関する意識啓発を担うリーダー的存在である地域連絡会との連携による活動の展開を図ります。 また、人材育成支援や活動支援の充実を図り、地域連絡会の自主的な取り組みを促進します。	市民協働推進課
③様々な地域活動への参加促進	性別に捉わられることなく、多様な考え方が地域づくりに活かされるよう、自治会や婦人会、青年会などの社会教育団体、PTA 活動等、様々な地域活動への市民の参加促進を図ります。	生涯学習課 市民生活課

3) 職場等における男女共同参画の推進

施策	具体内容	所管課
①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)のあり方等について市民や企業が考える機会を提供するため、多様な媒体を活用し、意識啓発を進めます。	市民協働推進課 産業政策課
②法制度等の周知	男女雇用機会均等法をはじめ労働基準法やパートタイム労働法等の雇用や労働時間改善に関する法制度の周知と市民の理解促進を図ります。 また、育児・介護休業法や各種助成制度など、仕事と家庭の両立を図るために必要な法律の内容の理解及び制度活用を促進します。	市民協働推進課 産業政策課
③就業規則の作成・周知義務の広報	商工会等と連携し、雇用主に対して、就業規則の作成義務及び従業員への周知義務について市報及び市ホームページ等にて広く広報し、働きやすい環境づくりを促進します。	産業政策課
④企業におけるポジティブ・アクションの取り組み促進	女性の積極的登用や管理職への登用、職域拡大に向け、それらに積極的な企業の表彰制度創設や市報・ホームページへの掲載等について検討します。	市民協働推進課 産業政策課
⑤庁内における女性登用の推進及び職域の拡大	庁内において、男女共同参画の意識啓発や職員研修機会の確保等を図り、女性管理職の登用促進や性別に捉われない職域の拡大を図ります。	人事課 市民協働推進課
⑥家族経営協定の普及	家族経営農家において、女性の労働が適正に評価され、安全で快適に働くことができるよう、労働報酬、労働時間・休日等について取り決める家族経営協定の普及促進に取り組みます。	観光農水課
⑦保育・育児サービスの充実(再掲)	男女がともに安心して働くことができるよう、認可保育所や認定こども園の創設、地域型保育事業実施施設の確保等、保育ニーズの受け皿確保を図り、待機児童の解消に努めます。 また、幼稚園における預かり保育(短期・長期)やファミリー・サポートセンター事業の周知及び利用促進を図り、働く親の育児負担の軽減を図ります。(再掲)	保育課 指導課
⑧介護サービス等の充実(再掲)	介護保険サービスをはじめ、高齢者福祉サービス等の周知及び利用促進を図り、家族介護者の負担軽減を図ります。(再掲)	介護長寿課

(2) 女性の能力発揮促進と人材育成

<現状と課題>

女性がその能力を発揮し、社会の中で活躍していくためには、その能力を十分に発揮できるような支援や環境づくり、それらをけん引するリーダーの育成が必要です。

本市においては、女性の就職及び再就職支援につながるよう、労政・女性就業支援センター等が開催するキャリアアップ講座等の案内を行うとともに、ひとり親支援として、母子自立支援プログラム策定事業を実施し、就労までのコーディネート支援を行っています。今後とも、これらの支援を継続するとともに、ハローワークとの連携強化や商工会と連携した講習会の開催を検討するなど、多様な取り組みが求められています。

本市の審議会等政策決定の場における女性の登用率は4割弱（37.4%、H25年4月1日現在）と、県平均（27.3%）に比べ高くなっていますが（P46参照）、本市総合計画や第2次計画で目標に掲げた40%には若干届きません。審議会等においては、委員の専門性が重視されることもありますが、引き続き、可能な限りジェンダーバランスに配慮した委員構成に努め、政策・意思決定の場やその過程への男女共同参画の推進を図っていく必要があります。

本市は、多様な分野における女性リーダーの育成支援として、沖縄県女性の翼の会が実施している「女性の翼」への派遣や女性団体連絡協議会をはじめとする女性団体の活動支援、ふくふく講座における女性の起業に関する講座開催等を実施しています。引き続き、これらの取り組みを実施し、女性リーダーの育成を図ることで、女性のキャリア形成やチャレンジ意欲の高揚等を図っていく必要があります。

1) 就労支援の充実

施策	具体内容	所管課
①各種講座・講習会の開催及び案内充実	女性の就職及び再就職支援につながるよう、商工会と連携したキャリアアップ講習会の実施や労政・女性就業支援センター等が開催する女性向け講座の案内等、就労に向けたスキルアップ支援に努めます。	産業政策課
②ハローワークとの連携強化	宜野湾市ふるさとハローワークとの連携充実を図り、女性の就労支援を進めます。	産業政策課
③ひとり親家庭の自立促進	母子・父子自立支援員を配置し、プログラム策定による就労までのコーディネート支援を行うとともに、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進費等の各種就業支援制度の周知及び利用促進を図ります。	児童家庭課

2) 政策・意思決定の場やその過程への男女共同参画の推進

施策	具体内容	所管課
①各種審議会等への女性委員登用促進	審議会・委員会等において、男女それぞれの目線で意見が反映されるよう、女性登用促進要綱も活用しながら、ジェンダーバランスに配慮した委員選出に努めます。	市民協働推進課 行政改革推進室
②人材バンクの更新及び活用促進	男女共同参画人材バンクの更新を図り、人材の発掘・整理に努めるとともに、審議会等において推薦等ができるよう、活用の仕組みづくりに取り組みます。	市民協働推進課

3) 女性リーダー育成支援の充実

施策	具体内容	所管課
①女性リーダー育成のための研修機会の確保	国際性豊かで広い視野を持つ女性リーダーを育成するため、「女性の翼」への派遣を継続します。また、国立女性教育会館において開催される「男女共同参画推進フォーラム」への派遣を継続します。 さらに、学んだ知識や情報等を市民へ還元できるように、派遣後の報告会実施や多様な媒体の活用による情報発信等を図ります。	市民協働推進課
②女性団体の活動支援	宜野湾市女性団体連絡協議会をはじめ、婦人連合会等の女性団体の活動促進に向け、研修会の実施や団体間の連携促進等、活動支援を図ります。	市民協働推進課 生涯学習課
③女性起業家への支援	女性に特化した創業者向け資金「女性、若者／シニア起業家支援資金（沖縄振興開発金融公庫）」や各種融資制度の周知・活用促進を図ります。また、商工会女性部との意見交換等女性起業家のニーズ把握に努めます。 さらに、ふくふく講座において、女性の起業に関するテーマの講座を開催するなど、起業を目指す女性を支援します。	産業政策課 市民協働推進課

IV 計画の推進に向けて



1. 本計画の庁内への周知徹底及び庁内連携体制の充実
2. 市民、企業等との協働及び関係団体・機関との連携強化
3. 計画の適切な進行管理
4. 評価指標の設定

IV 計画の推進に向けて

1. 本計画の庁内への周知徹底及び庁内連携体制の充実

男女共同参画社会の実現という大きな目標は、本計画の施策・事業に直接かかわる関係部署のみならず、庁内全体で共有・実現していくことが重要です。

そこで、職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持って行政運営ができるよう、庁内全体を対象に本計画の周知を図ります。

また、本計画は男女共同参画意識の普及啓発をはじめ、人権教育、平和、国際交流、保健、福祉など、その分野は多岐に渡って展開されるため、庁内の横断的な連携を図るための体制充実を図ります。

2. 市民、企業等との協働及び関係団体・機関との連携強化

男女共同参画社会の実現という大きな目標は、行政のみならず、市民や地域、企業がそれぞれの立場から主体的に活動するとともに、互いに連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。また、男女共同参画を取り巻く関係団体・機関との連携が必要不可欠です。

そこで、市民や地域、企業へ本計画を広く周知し、男女共同参画社会の実現に向けた機運を高めていくとともに、それぞれの立場での主体的な活動を促進します。

また、国や県をはじめ、県男女共同参画センターているや配偶者暴力相談支援センター、NPO法人等の関係機関・団体との連携を強化し、本計画に位置づけられた施策・事業の効果的・効率的な推進を図ります。

3. 計画の適切な進行管理

本計画の推進にあたっては、位置づけられた施策・事業が滞りなく進捗しているかを定期的に管理していくことが重要です。また、本市の特性やニーズ等市民の声に耳を傾け、それらを反映した施策の展開が必要です。

そこで、施策の進捗確認及び関連する事業の点検・評価を毎年実施するとともに、その結果を庁内の「宜野湾市男女共同参画行政推進本部・実務者会議」及び有識者や関係機関・団体代表、公募市民等で構成される「男女共同参画会議」において報告し、計画の適切な進行管理及び施策・事業の改善等につなげていきます。

4. 評価指標の設定

本計画の推進にあたっては、位置づけられた施策・事業の実効性を確保し、取り組みの成果や課題を客観的に評価する必要があります。そのため、基本方針の柱ごとに、下記の項目を評価指標として設定します。

No.	評価指標	現状値 (H26年度)	目標値 (H36年度)	指標の 把握方法
基本方針1 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進				
1	社会全体で男女の地位が「平等」であると回答する者の割合	全体：15.4% 男性：21.2% 女性：12.2%	30%	アンケート調査
2	「男女共同参画計画-はごろもぷらん-」の認知度（「内容も良く知っている」+「内容は少し知っている」の割合の合計）	5.2%	20%	アンケート調査
3	宜野湾市男女共同参画条例の制定	—	制定	市民協働推進課
4	ふくふくで開催する男女共同参画に関する講座への参加者数	748人	800人	市民協働推進課
5	ふくふくで開催する男女共同参画に関する講座への男性参加者の割合	13.6%	20%	市民協働推進課
基本方針2 互いの性や人権等を尊重する平和な社会の実現				
6	「両親学級」への父親の参加率	27.7%	35%	健康増進課
基本方針3 DV（配偶者等からの暴力）等の根絶に向けた取り組みの推進				
7	身近なDV被害者に対して「何もできなかった」と回答する者の割合	33.3%	10%	アンケート調査
8	DV等に関する相談件数	125件 (H25)	200件	市民協働推進課
基本方針4 男女がともに能力を発揮するための意識と環境づくり				
9	男性の家事時間（平日1日あたり）	45.4分	60分	アンケート調査
10	市男性職員の育児・介護休業取得人数（延べ人数）	7人 (H16~25)	20人 (H27~36)	人事課
11	自治会長に占める女性の割合	26.0%	30%	市民生活課
12	市議会議員に占める女性の割合	7.6%	30%	議会事務局
13	市管理職に占める女性の割合	20.0%	30%	人事課
14	市の附属機関として設置されている審議会等の委員に占める女性の割合	34.0%	40%~60%	市民協働推進課

※「評価指標」のうち11、12については市としての努力目標であり、各機関の自律的行動を制約するものではなく、また、各機関が自ら達成を目指す指標ではない。

※指標の把握方法が「アンケート調査」となっている指標については、計画見直しや策定時等に実施する市民意識調査等により確認するものとする。

【「評価指標」設定の考え方等】

NO	評価指標	計画指標設定の考え方等
1	社会全体で男女の地位が「平等」として回答する者の割合	市のアンケート調査（H26実施）によると、社会全体で見れば、男女の地位について、72.4%が「男性の方が優遇されている」と考えています。当指標については、男女共同参画を進める上で重要な指標であると考え、また内閣府の世論調査も定期的に行っている指標ということもあり、目標設定しました。
2	「男女共同参画計画－はごろもぶらん－」の認知度（「内容もよく知っている」＋「内容は少し知っている」の割合の合計）	市のアンケート調査（H26実施）によると、はごろもぶらんについて、77.1%が「知らない」と答えています。はごろもぶらんの市民への周知が、男女共同参画社会の形成にもつながると考え、目標設定しました。
3	宜野湾市男女共同参画条例の制定	第2次はごろもぶらん（改定版）で当指標を設定しましたが、実施に至っておりません。男女共同参画社会の形成を目指す上で、市民への意識啓発が必要不可欠であることと、県内11市中未制定の市は3市のみという状況もあることから、引き続き目標として設定しました。
4	ふくふくで開催する男女共同参画に関する講座への参加者数	平成26年度は男女共同参画支援センターふくふくの完成により、大幅に講座参加者数が増え、市総合計画の目標値（H26）350人を大幅に上回る約750人の参加者を得ることができました。今後も男女共同参画の視点に立った講座を開催し（自主企画事業、タイアップ事業含む）、この水準を維持するため、目標値を設定しました。
5	ふくふくで開催する男女共同参画に関する講座への男性参加者の割合	第2次はごろもぶらん（改定版）では同様の指標（めぶき講座への男性参加者の割合）を設定しましたが、目標値（H25）の20%に対し、13.6%（H26）という結果となっています。男性の男女共同参画意識の向上が、男女共同参画社会を目指す上で大きなカギと考え、引き続き当指標を設定しました。
6	「両親学級」への父親の参加率	男性に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発及び男女共同参画意識の向上をねらい、目標値を設定しました。
7	身近なDV被害者に対して「何もできなかった」と回答する者の割合	あらゆる暴力を防止するための啓発活動を行うことで、具体的な行動につながる市民が一人でも多くなることを目指し、目標値を設定しました。
8	DV等に関する相談件数	全国にある配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、年々増加しており、平成25年度の相談件数は99,961件で、平成15年度と比較して2倍以上増加しています。DV防止法の施行とともに、DVについての国民の意識の高まりが相談件数の増加につながっている部分もあると考え、また市の行うDV防止啓発活動の結果、相談件数の増加につながる部分もあることを考慮し、目標値を設定しました。

NO	項目	計画指標設定の考え方等
9	男性の家事時間（平日1日あたり）	市のアンケート調査（H26実施）によると、家事は主に妻の役割としている市民が8割弱となっていることもあり、家事負担について男女間に大きな差があることが分かっています。また、国などの調査によると、6歳未満児のいる夫の1日あたりの家事・育児時間は、家事が1時間、うち育児時間が30分程度となっており、日本は国際的に比較してみても低水準になっています。本計画では、男女が互いにその人権を尊重しながら、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指す上で、当指標は重要と考え、目標値を設定しました。なお、市のアンケート調査（H26実施）では、家事時間と育児時間を分けており、今回は家事時間について目標設定を行っています。
10	市男性職員の育児・介護休業取得人数（延べ人数）	国内おいての男性の育児休業取得率は2.03%（平成25年度）と依然として低水準です。また、第2次はごろもぶらん（改定版）においても、市男性職員の育児休業取得率に関する指標を設定しましたが、目標値を達成していません。本計画においては今回、育児に加え介護休業の取得も念頭においた評価指標に修正し、目標値を設定しました。
11	自治会長に占める女性の割合	国が定めた第3次男女共同参画基本計画においては、2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標を掲げています。さらに、当指標は、国の数値目標としても設定されています。また、第2次はごろもぶらん（改定版）においても、当指標を設定していましたが、目標値を達成しなかったことから、本計画においても引き続き目標設定しました。
12	市議会議員に占める女性の割合	国が定めた第3次男女共同参画基本計画においては、2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標を掲げています。また、第2次はごろもぶらん（改定版）においても、当指標を設定していましたが、目標値を達成しなかったことから、本計画においても引き続き目標設定しました。
13	市管理職に占める女性の割合	国が定めた第3次男女共同参画基本計画において、2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標を掲げています。宜野湾市の管理職に占める女性の割合は、県内他市と比較しても高水準（20%）ではあるが、国の目標値にはまだ至っていないことから、目標設定した。
14	市の附属機関として設置されている審議会等の委員に占める女性の割合	国が定めた第3次男女共同参画基本計画においては、当指標の数値目標を掲げています。また、第2次はごろもぶらん（改定版）においても、当指標を設置していましたが、目標値を達成しなかったことから、本計画においても引き続き目標設定しました。また今回の目標値については、国の表記に準じた形で修正を行っています。（40%⇒40%～60%）

参考資料



1. 宜野湾市の概況
2. 法及び上位・関連計画等の整理
3. 計画策定の経緯
4. 計画策定の体制
5. 用語解説

参考資料

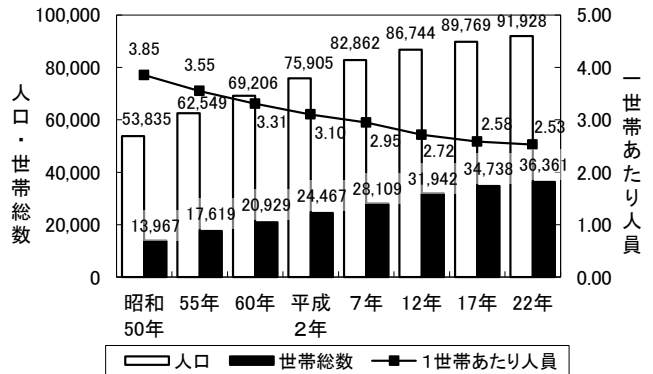
1. 宜野湾市の概況

(1) 人口・世帯数

- ・宜野湾市の人口を国勢調査で見ると、平成22年現在91,928人で、世帯数は36,361世帯となっており、1世帯あたりの人員は2.53人となっている。
- ・人口・世帯数ともに増加傾向にあるが、人口を上回る割合で世帯数が増加しており、世帯人員は減少傾向（昭和50年：3.85人⇒平成22年：2.53人）にある。宜野湾市においても核家族化が進展しているといえる。
- ・人口増減の内訳をみると、自然増減は、各年増減があるものの、おおむね700～800人増で推移しているが、差し引いた社会増減は、平成21、23年を除き転出数が転入数を上回りマイナスとなっており、自然動態で人口の伸びを支えている状況にある。

■人口・世帯数の推移

	人口		世帯数		世帯当 り人員
	総数	増加率	総数	増加率	
昭和50年	53,835	-	13,967	-	3.85
55年	62,549	16.2%	17,619	26.1%	3.55
60年	69,206	10.6%	20,929	18.8%	3.31
平成2年	75,905	9.7%	24,467	16.9%	3.10
7年	82,862	9.2%	28,109	14.9%	2.95
12年	86,744	4.7%	31,942	13.6%	2.72
17年	89,769	3.5%	34,738	8.8%	2.58
22年	91,928	2.4%	36,361	4.7%	2.53

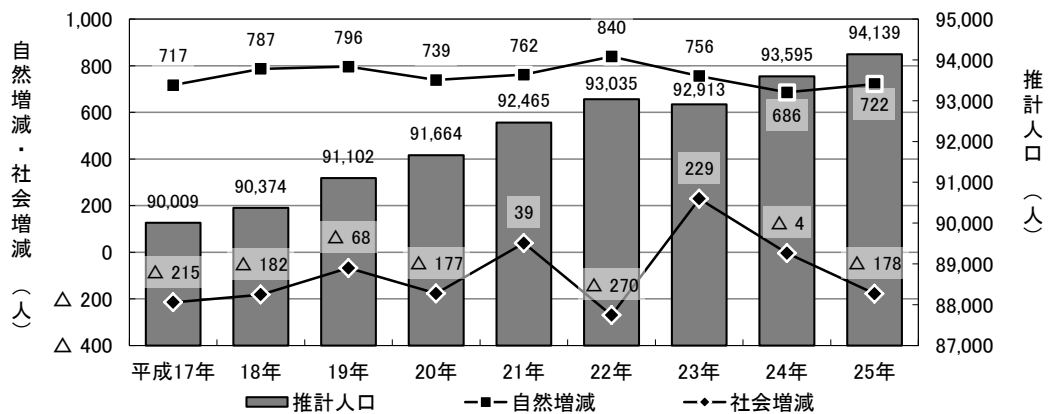


資料：国勢調査

■人口動態

	自然動態			社会動態								社会 増減	人口 増減	10月1日 推計 人口
	出生	死亡	自然 増減	転入				転出						
				県外	県内	そ 他	計	県外	県内	そ 他	計			
平成17年	1,156	439	717	1,855	3,878	45	5,778	1,802	4,148	43	5,993	△ 215	502	90,009
18年	1,225	438	787	1,841	3,914	70	5,825	1,971	3,952	84	6,007	△ 182	605	90,374
19年	1,255	459	796	1,803	3,798	40	5,641	1,914	3,771	24	5,709	△ 68	728	91,102
20年	1,181	442	739	1,746	3,839	44	5,629	1,997	3,725	84	5,806	△ 177	562	91,664
21年	1,255	493	762	1,865	3,628	45	5,538	1,943	3,514	42	5,499	39	801	92,465
22年	1,303	463	840	1,699	3,720	35	5,454	1,922	3,746	56	5,724	△ 270	570	93,035
23年	1,323	567	756	1,747	3,730	65	5,542	1,622	3,652	39	5,313	229	985	92,913
24年	1,263	577	686	1,514	3,839	67	5,420	1,756	3,597	71	5,424	△ 4	682	93,595
25年	1,304	582	722	1,530	3,832	123	5,485	1,697	3,783	183	5,663	△ 178	544	94,139

※各年とも前年の10月より9月までの移動数。

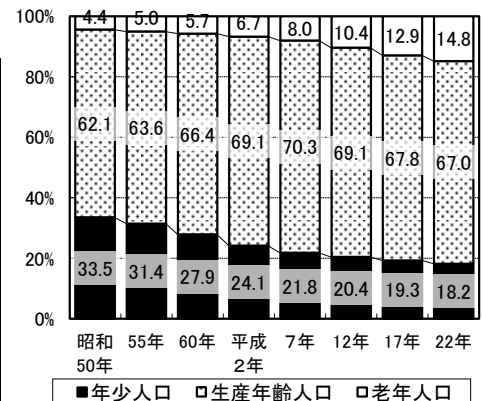


資料：沖縄県人口移動報告年報

- ・年齢階層別人口を国勢調査で見ると、年少人口（0～14歳）が減少し、老年人口（65歳以上）が増加しており、少子高齢化が進んでいることがわかる。今後、団塊の世代の加齢に伴い、急激な高齢化が起こることも予想される。
- ・また、男女比を比較すると、年少人口（0～14歳）では男性が若干多いが、生産年齢人口（15～64歳）及び老年人口（65歳以上）では女性が多くなっており、総数では女性が多くなっている。

■年齢3階層別人口の推移

	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15歳～64歳)		老年人口 (65歳以上)		総数
	総数	割合	総数	割合	総数	割合	
昭和50年	18,010	33.5%	33,418	62.1%	2,355	4.4%	53,835
55年	19,652	31.4%	39,793	63.6%	3,104	5.0%	62,549
60年	19,293	27.9%	45,956	66.4%	3,955	5.7%	69,206
平成2年	18,296	24.1%	52,478	69.1%	5,122	6.7%	75,905
7年	18,037	21.8%	58,225	70.3%	6,600	8.0%	82,862
12年	17,527	20.4%	59,247	69.1%	8,940	10.4%	86,744
17年	17,331	19.3%	60,835	67.8%	11,589	12.9%	89,769
22年	16,546	18.2%	60,864	67.0%	13,428	14.8%	91,928



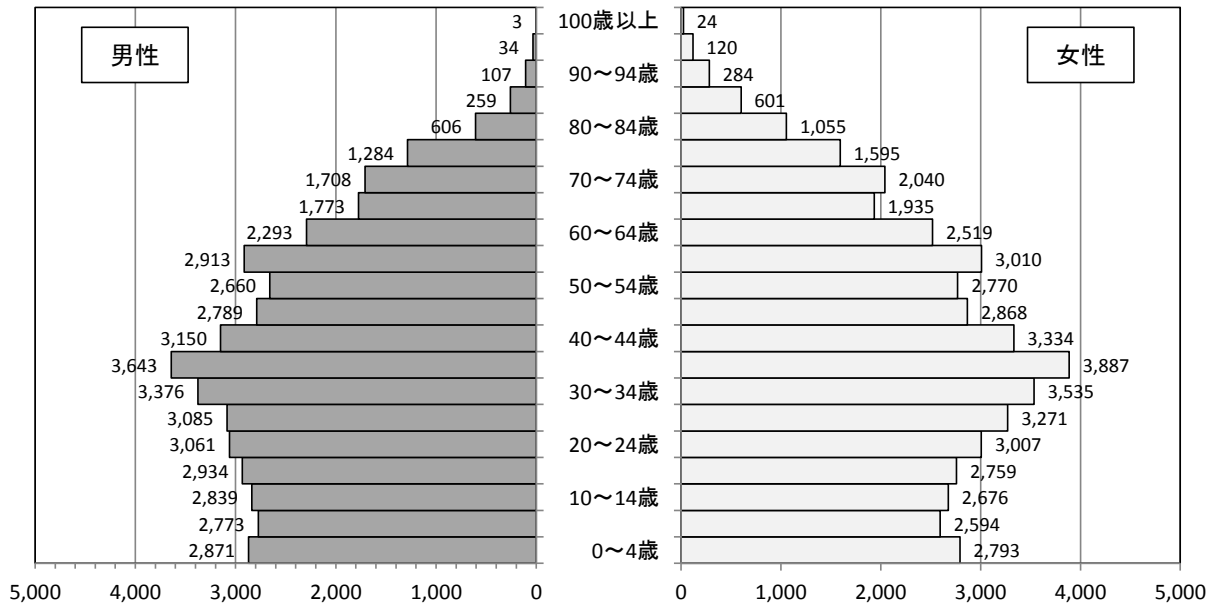
資料：国勢調査

■性別年齢3階層別人口 (平成22年)

	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15歳～64歳)		老年人口 (65歳以上)		総数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
人口(人)	8,483	8,063	29,904	30,960	5,774	7,654	44,161	46,677
構成比(%)	51.3%	48.7%	49.1%	50.9%	43.0%	57.0%	48.6%	51.4%

資料：国勢調査

■人口ピラミッド（平成 22 年）



資料：国勢調査

(2) 男女別就業者数等

- ・ 宜野湾市の平成 22 年の総就業者数は 37,349 人となっており、うち男性 20,612 人、女性 16,737 人と、男性の就業者数が多い。
- ・ 産業別就業者数をみると、第 1 次産業、第 2 次産業の割合は女性に比べ男性の割合が高くなっている。また、女性の 8 割強（83.4%）は第 3 次産業に従事している。
- ・ 対労働力人口※比は男性が 87.6%、女性が 91.9%となっている。

■産業別就業者数（平成 22 年） 上段：人数、下段：%

	男性	女性	総数
第1次産業	201 1.0%	50 0.3%	251 0.7%
第2次産業	3,957 19.2%	1,075 6.4%	5,032 13.5%
第3次産業	14,214 69.0%	13,955 83.4%	28,169 75.4%
分類不能の産業	2,240 10.9%	1,657 9.9%	3,897 10.4%
総数	20,612 100.0%	16,737 100.0%	37,349 89.6%
対労働力人口比	23,524 87.6%	18,211 91.9%	41,735 89.5%

※労働力人口：満 15 歳以上の人口のうち、就業者・休業者・完全失業者の合計を指す。

資料：国勢調査

- ・雇用形態別就業者数をみると、男性の6割強（61.2%）が「正規の職員・従業員」であるのに対し、女性は4割強（41.2%）となっており、正規雇用の割合が低い状況にある。
- ・一方で、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が4割強（44.9%）と高くなっている。

■雇用形態別就業者数（平成22年） 上段：人数、下段：%

	男性	女性	総数
正規の職員・従業員	11,564	6,391	17,955
	61.2%	41.2%	52.2%
労働者派遣事業所の派遣社員	348	527	875
	1.8%	3.4%	2.5%
パート・アルバイト・その他	3,350	6,964	10,314
	17.7%	44.9%	30.0%
役員	1,070	231	1,301
	5.7%	1.5%	3.8%
雇人のある業主	868	289	1,157
	4.6%	1.9%	3.4%
雇人のない業主	1,486	562	2,048
	7.9%	3.6%	6.0%
家族従業者	209	523	732
	1.1%	3.4%	2.1%
家庭内職者	3	25	28
	0.0%	0.2%	0.1%
総数	18,898	15,512	34,410
	100.0%	100.0%	100.0%

資料：国勢調査

（3）婚姻・離婚

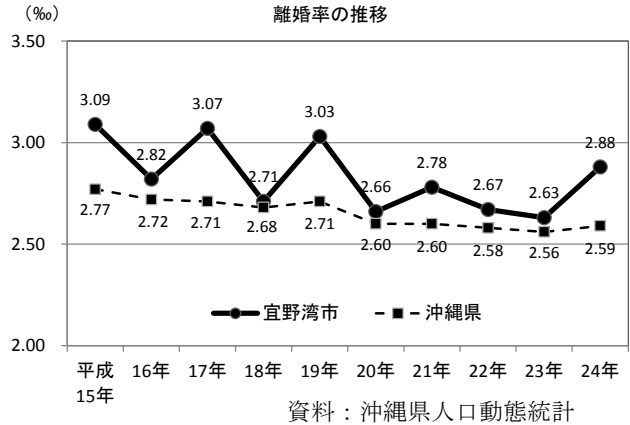
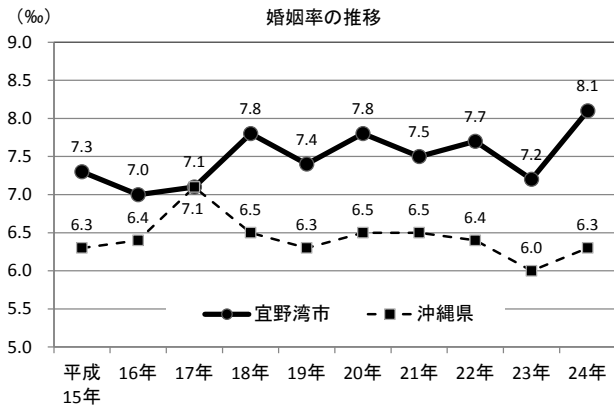
- ・宜野湾市の婚姻率は、各年増減があるものの、長期的にみると増加傾向にある。沖縄県と比較すると、各年、沖縄県の値を上回っている。
- ・離婚率についても各年増減があるが、長期的にみると減少傾向にある。沖縄県と比較すると、各年、沖縄県の値を上回っている。

■婚姻及び離婚の状況

			平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
婚姻	宜野湾市	婚姻件数	643	621	635	698	665	704	689	711	658	747
		婚姻率	7.3	7.0	7.1	7.8	7.4	7.8	7.5	7.7	7.2	8.1
	沖縄県	婚姻率	6.3	6.4	6.5	6.5	6.3	6.5	6.5	6.4	6.0	6.3
		離婚件数	271	250	273	242	273	241	254	246	242	267
離婚	宜野湾市	離婚率	3.09	2.82	3.07	2.71	3.03	2.66	2.78	2.67	2.63	2.88
		離婚率	2.77	2.72	2.71	2.68	2.71	2.60	2.60	2.58	2.56	2.59

※婚姻率(単位:%)=年間婚姻届出件数/10月1日現在全体人口×1000

※離婚率(単位:%)=年間離婚届出件数/10月1日現在全体人口×1000



(4) 各分野における女性の進出状況

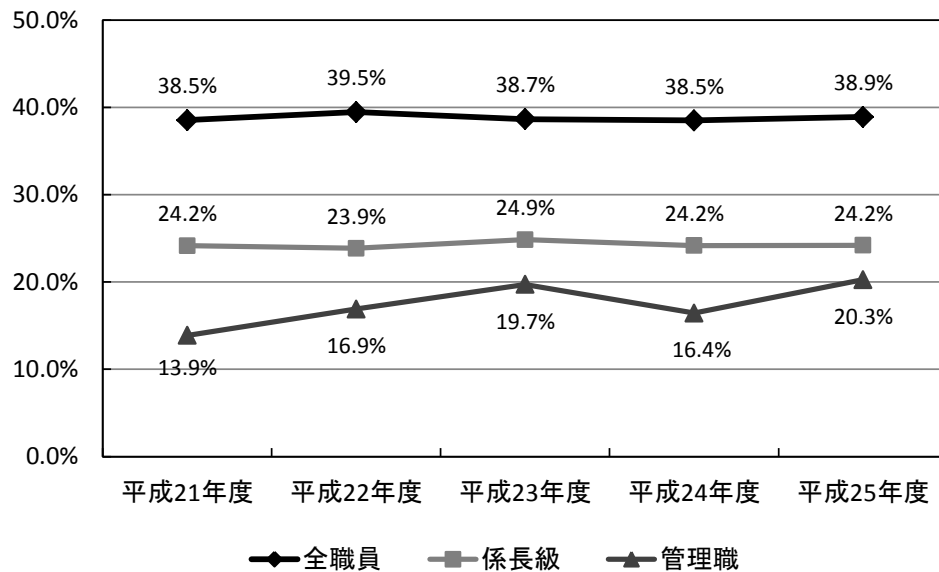
- ・ 宜野湾市役所の女性管理職の在職状況についてみると、課長級以上の女性管理職は平成25年4月1日現在15名となっており、管理職数に対する割合は20.3%となっている。
- ・ 平成21年度以降の女性職員数及び割合の推移をみると、全職員に対する割合は4割程度、係長級では2割半程度で、ほぼ横ばいで推移している。一方、管理職（課長級以上）では平成24年度に減少するものの、概ね増加傾向となっている。
- ・ なお、沖縄県の資料による本市の女性管理職の割合は平成25年4月1日現在19.7%となっており、沖縄県市部計（10.5%）、市町村合計（9.7%）と比べて、本市の女性登用率は高い状況にある。
- ・ 宜野湾市議会における女性議員の割合は平成25年4月現在11.1%となっており、沖縄県市部計（8.8%）や沖縄県市町村合計（6.5%）を上回っている。
- ・ 本市の審議会等政策決定の場における女性の登用状況は平成25年4月現在37.4%となっており、沖縄県市部計（29.5%）や沖縄県市町村合計（27.3%）を上回っている。しかしながら、総合計画に掲げた目標値（「審議会や行政委員会への女性の登用率」平成26年度：審議会40%、行政委員会40%）には届いていない。

■ 宜野湾市の女性職員数及び割合の推移（平成21～23、25年度：4月1日現在、平成24年度：4月9日現在）

	全職員				係長級				管理職（課長級以上）			
	計（人）	女性（人）	男性（人）	割合（%）	計（人）	女性（人）	男性（人）	割合（%）	計（人）	女性（人）	男性（人）	割合（%）
平成21年度	685	264	421	38.5%	178	43	135	24.2%	72	10	62	13.9%
平成22年度	679	268	411	39.5%	176	42	134	23.9%	71	12	59	16.9%
平成23年度	675	261	414	38.7%	177	44	133	24.9%	71	14	57	19.7%
平成24年度	688	265	423	38.5%	182	44	138	24.2%	73	12	61	16.4%
平成25年度	699	272	427	38.9%	190	46	144	24.2%	74	15	59	20.3%

資料：職員配置状況（宜野湾市人事課）

宜野湾市の女性職員割合の推移



■女性管理職の在職状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

	管理職の在職状況							
	計 (人)	女性 (人)	男性 (人)	割合 (%)	うち 一般行政職			
					計 (人)	女性 (人)	男性 (人)	割合 (%)
宜野湾市	76	15	61	19.7%	59	13	46	22.0%
市部 計	974	102	872	10.5%	802	87	715	10.8%
市町村 合計	1,398	135	1,263	9.7%	1,199	119	1,080	9.9%

※「管理職」とは、本庁の課長及びこれに相当する職以上とする。

※宜野湾市の値については、「管理職」の定義が異なるため、宜野湾市人事課資料の値と若干異なる。

資料：平成 25 年度市町村における男女共同参画の状況について（沖縄県平和・男女共同参画課）

■議会における女性議員の状況・審議会における女性の登用状況等（平成 25 年 4 月 1 日現在）

	市町村議会				市町村審議会等			
	計 (人)	女性 (人)	男性 (人)	割合 (%)	計 (人)	女性 (人)	男性 (人)	割合 (%)
宜野湾市	27	3	24	11.1%	409	153	256	37.4%
市部 計	296	26	270	8.8%	4,519	1,331	3,188	29.5%
市町村 合計	649	42	607	6.5%	7,789	2,129	5,660	27.3%

資料：平成 25 年度市町村における男女共同参画の状況について（沖縄県平和・男女共同参画課）

2. 法及び上位・関連計画等の整理

国・県及び宜野湾市の法及び上位・関連計画における位置づけを整理する。

◆ 国の動き（関連法・計画の概要）

No	法及び上位・関連計画	計画期間・目標年次
1	男女共同参画社会基本法	—
2	第3次男女共同参画基本計画	—

◆ 沖縄県の動き（関連条例・計画の概要）

No	条例及び上位・関連計画	計画期間・目標年次
1	沖縄県男女共同参画推進条例	—
2	第4次沖縄県男女共同参画計画 -DEIGO プラン-	平成24年度～平成28年度（5年間）
3	沖縄県配偶者等からの暴力防止及び 被害者支援基本計画（改訂版）	—

◆ 宜野湾市の上位・関連計画

No	上位・関連計画	計画期間・目標年次
1	第三次宜野湾市総合計画 後期基本計画	目標年度：平成27年度
2	第二次宜野湾市地域福祉計画	平成23年度～平成27年度（5年間）
3	宜野湾市次世代育成支援対策推進 行動計画（後期）	平成22年度～平成26年度（5年間）

(1) 国の動き（関連法・計画の概要）

①男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月）

平成 11 年 6 月に、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、基本法では、男女共同参画社会を形成するための 5 本の柱（基本理念）を掲げている。また、その柱にもとづき行政（国や地方公共団体）と国民それぞれが果たさなくてはならない役割（責務、基本的施策）が定められている。

○ 基本理念－男女共同参画社会をつくっていくための 5 本の柱

※わかりやすくするため、平易な表現で趣旨を示しています。

1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじましょう。男女の差別をなくし、「男」「女」である以前にひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

2. 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行の在り方を考えていきましょう。

3. 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。

4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女はともに家族の構成員。お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動をしたりできるようにしていきましょう。

5. 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組んでいきましょう。

○国、地方公共団体及び国民の役割

- ・国は、基本理念に基づき、男女共同参画基本計画の策定をはじめ、積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定し、実施していきます。
- ・地方公共団体は、国と同様に、基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むとともに、地域の特性をいかした施策を展開していきます。
- ・国民には、男女共同参画社会づくりに協力することが期待されています。

②第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日）

「男女共同参画基本計画」は、男女共同参画社会基本法第13条に基づき、政府が男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成12年に策定したものであり、その推進を図ってきた。

その後、平成17年に策定した第2次基本計画を経て、平成22年に、これまでの取り組みを評価・統括し、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして「第3次男女共同参画基本計画」の策定を行った。

【第1部 基本的な方針】

■策定にあたっての基本的考え方

- ①基本法施行後10年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとするため、できる限り具体的な数値目標やスケジュール等を明確に設定するとともに、その達成状況について定期的にフォローアップを行う。
- ②固定的性別役割分担を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指すとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」、「子ども・子育て支援」、「子ども・若者育成支援施策」、「人権施策」など、政府が一体となって横断的に取り組んでいる関連施策との密接な連携を図る。
- ③日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図る。

■第3次計画において改めて強調している視点

①女性の活躍による経済社会の活性化

- ・女性を始めとする多様な人材を活用することは経済社会の活性化に必要不可欠。
- ・女性がその能力を発揮し経済社会に参画する機会を確保することは、労働供給の量的拡大に加え、持続的に新たな価値を創造するために不可欠。

②男性、子どもにとっての男女共同参画

- ・男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会。
- ・働き方の見直し、直面する介護の問題など男性に関わる課題に対応するためにも男女共同参画の理解に向けた男性への働きかけが必要。
- ・子どもの頃から男女共同参画の理解を促進することが重要。
- ・ひとり親家庭や性犯罪の被害を受けている子どもなど、支援が必要な子どもの問題も顕在化しており、社会全体で子ども達を支えることが必要。

③様々な困難な状況に置かれている人々への対応

- ・女性は、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として貧困など生活上の困難に陥りやすい。
- ・障害がある女性や日本で働き生活する外国人女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくない。
- ・家庭や地域における男女共同参画の推進や、女性が働きやすい就業構造への改革など、男女共同参画の推進が様々な困難に置かれている人々への対応にとって不可欠。

④女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、克服すべき重要課題。
- ・暴力を容認しない社会的認識の徹底等、根絶のための基盤整備とともに、防止対策、被害者支援など幅広い取り組みを総合的に推進することが必要。

⑤地域における身近な男女共同参画の推進

- ・地域力を高めていくためには、女性も男性も誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要。
- ・人々に最も身近な暮らしの場である地域における様々な取り組みが必要。

■今後取り組むべき喫緊の課題

- ①実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進
- ②より多様な生き方を可能にする社会システムの実現
- ③雇用・セーフティネットの再構築
- ④推進体制の強化

【第2部 施策の基本的方向と具体施策】

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1分野 | 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 |
| 第2分野 | 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 |
| 第3分野 | 男性、子どもにとっての男女共同参画 |
| 第4分野 | 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 |
| 第5分野 | 男女の仕事と生活の調和 |
| 第6分野 | 活力ある農産漁村の実現に向けた男女共同参画の推進 |
| 第7分野 | 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援 |
| 第8分野 | 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 |
| 第9分野 | 女性に対するあらゆる暴力の根絶 |
| 第10分野 | 生涯を通じた女性の健康支援 |
| 第11分野 | 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 |
| 第12分野 | 科学技術・学術分野における男女共同参画 |
| 第13分野 | メディアにおける男女共同参画の推進 |
| 第14分野 | 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進 |
| 第15分野 | 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献 |

(2) 沖縄県の動き（関連条例・計画の概要）

① 沖縄県男女共同参画推進条例

沖縄県においては、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的に、2003年（平成15年）に「沖縄県男女共同参画推進条例」を制定した。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることに考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村、県民及び事業者と共同して取り組むよう努めなければならない。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

(男女の人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為（身体的又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、男女間における暴力等を正当化し、若しくは助長するような表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

②第4次沖縄県男女共同参画計画 -DEIGO プラン-

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び沖縄県男女共同参画条例第4条に基づき、沖縄県の男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画であり、施策の基本方向とその目標及び具体的施策を示している。また、計画の実効性を高めるために、県民にわかりやすい指標を設定し、計画期間終了時における目標数値を定めている。

<計画の方向>

『すべての県民が、互いを認め支え合い、心豊かな活力ある沖縄の実現を目指す』

<計画の期間>

平成24(2012)年度から平成28(2018)年度までの5年間。

<計画の内容>

目標1 家庭における男女共同参画の実現

- 施策1-1 男女が共に家庭生活に参画するための意識啓発
- 施策1-2 育児及び介護を支える環境づくり
- 施策1-3 配偶者等からの暴力(DV)の根絶
- 施策1-4 障害を通じた男女の健康づくりの推進

目標2 職場における男女共同参画の実現

- 施策2-1 多様な就業を可能にする環境の整備
- 施策2-2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 施策2-3 農林漁業における男女共同参画の推進
- 施策2-4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

目標3 地域における男女共同参画の実現

- 施策3-1 地域活動を推進するための連携・協働
- 施策3-2 生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備
- 施策3-3 市町村における男女共同参画の推進

目標4 社会全体における男女共同参画の実現

- 施策4-1 女性の更なる政策・方針決定過程への参画の促進
- 施策4-2 男女共同参画に関する意識啓発の推進
- 施策4-3 男性及び子どもに向けた意識啓発の推進
- 施策4-4 男女間における暴力の根絶

③沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（改訂版）

本計画は、平成13年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成16年及び平成19年に改正）等を受け、法第2条の3第1項に基づき県の責務として策定された「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（平成18年3月）の改訂版である。また、市町村基本計画の策定も努力義務として明記されている。

<計画の基本理念>

【配偶者からの暴力を許さない社会づくり】

<計画の位置付け>

この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画として策定するとともに、「沖縄県男女共同参画計画（後期）」の基本方向Ⅱ「男女の人権の尊重」中の目標3「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の達成を目指すための計画としても位置付けます。

<施策の内容>

基本目標1 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

- (1) 人権教育・啓発活動の推進
- (2) 地域における活動
- (3) 加害者対策への取組

基本目標2 被害者の保護のための体制整備

- (1) 発見・通報
- (2) 相談体制・対応の充実
- (3) 一時保護体制・対応の充実
- (4) 一時保護退所後の施設における保護
- (5) 医学的・心理的支援
- (6) 外国人、障害者、高齢者等多様な背景を持つ被害者、同伴家族への援助

基本目標3 被害者の自立を支援する環境整備

- (1) 住宅確保に関する支援の充実
- (2) 経済的支援の充実
- (3) 就業に向けた支援
- (4) 子育て支援
- (5) 児童の就学についての支援
- (6) 国民年金の加入手続き等における支援
- (7) 医療保険の加入手続き等における支援
- (8) プライバシーの保護
- (9) 法的支援、司法手続きに関する支援

基本目標4 関係施策の推進体制の強化と民間団体との協働

- (1) 施策調整機能の強化
- (2) 職務関係者の資質向上
- (3) 民間団体との協働
- (4) 苦情の適切かつ迅速な処理

(3) 宜野湾市の動き（男女共同参画都市宣言、上位・関連計画）

① 宜野湾市男女共同参画都市宣言

共に輝く「ねたて」の^{まち}都市・ぎのわん

男女共同参画都市宣言

^{いにしえ}古より湧き出る^{じのーん}宜野湾の水は、大地を潤し、^{いのち}生命を育み、豊かな歴史と文化を創ってきました。

わたしたち^{じのーんちゅ}宜野湾市民は、平和を希求し、沖縄の中心地として発展する「ねたての^{まち}都市・ぎのわん」に誇りを持ち、性別や世代を越えて、共に輝く男女共同参画都市“じのーん”を創るため、次のことを宣言します。

1. わたしたちは、お互いの個性を尊重し、すべての人が一人の人間として大切にされる“じのーん”を築きます。
1. わたしたちは、性別による固定的な役割や慣習にとらわれず、仕事や地域活動、家事、育児、介護の責任を分かち合う、思いやりのある“じのーん”をめざします。
1. わたしたちは、誰でも政治、経済、文化、教育など、社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、共に輝く“じのーん”をめざします。
1. わたしたちは、性と生殖に関する理解を高め、多様な性を尊重しつつ、健康な生活が保障される、安心な“じのーん”を創ります。
1. わたしたちは、過去の悲惨な戦争と軍事基地の脅威という歴史的経験から学んだ平和の尊さを忘れず、恒久平和の発信者としてすべての暴力を否定し、未来へつなぐ地球環境づくりをすすめ、安全な“じのーん”を築きます。

平成 22 年 1 月 30 日 宜野湾市

②第三次宜野湾市総合計画 後期基本計画

＜将来都市像＞ 市民が主役の「ねたて」の都市・ぎのわん

＜基本目標＞

- (1) 市民とともに歩み響きあう都市
- (2) 創意工夫に満ちた元気な都市
- (3) 安心して住み続けられる都市
- (4) 持続発展可能な美しい都市
- (5) 平和で発展する都市

＜目標年度＞ 平成 27 (2015) 年度

＜基本計画＞

第 1 章 市民と共に歩み響きあう都市

1 節 情報の共有化と多彩な参加による市民力を育成する

③男女共同参画の推進

【めざしたいまちの姿】

男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任を担いながら、お互いの個性と能力を十分に発揮してあらゆる分野に参画する、健康・平和・安全な男女共同参画のまちづくりをめざします。

【施策の展開】

①男女平等の意識づくり

【施策の基本方針】

男性や女性、子ども、高齢者、外国人に関係なく、等しく自分らしく生活できるよう、人権の尊重と男女平等の意識づくりを進めます。
また、「男性が働いて、女性は家を守る」等の性別にまつわる偏見、差別、不公平の改善に努めます。
パートナー等からの暴力(DV)やセクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力の根絶に取り組みます。

【主な取り組み】

- 男女平等意識の普及・啓発
- 性別役割分担に基づいた慣習・制度等見直し
- DVに関する相談・支援体制の充実
- 多様な性の尊重
- 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際平和の推進

②社会参画の促進

【施策の基本方針】

女性自身が自らの能力を発揮し、積極的に社会参画を進めることができるよう、学習機会の提供等に努めます。また、自立に向けた支援の強化や社会参画機会の充実を図ります。
男性の育児休暇取得の支援など、誰もがあらゆる分野に参画できる社会づくりに努めます。

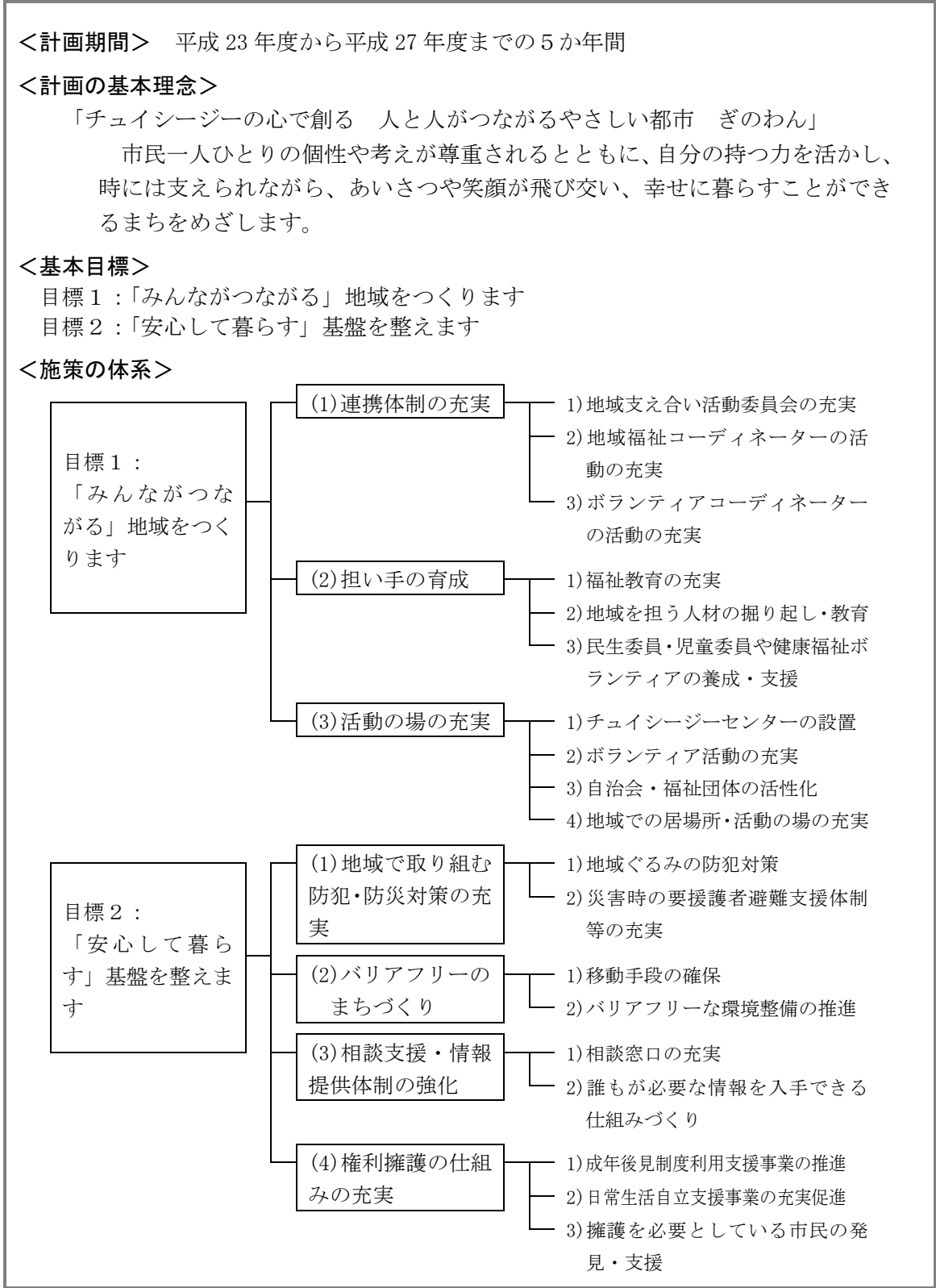
【主な取り組み】

- 政策・方針決定の場への女性の参画推進
- 女性、ひとり親家庭の自立支援
- 就労環境の整備
- 活動拠点の充実

【目標指標】

目標指標	参考値 (H18 年度)	現状値 (H21 年度)	目標値 (H26 年度)
男女共同参画に関する講座受講者数	270 人	242 人	350 人
審議会や行政委員会への女性の登用率	審議会 22.3% 行政委員会 19.2%	審議会 30.2% 行政委員会 14.3%	審議会 40.0% 行政委員会 40.0%
宜野湾市役所における男性の育児休業取得割合	5.3%	0%	30%

③第二次宜野湾市地域福祉計画



④宜野湾市次世代育成支援対策推進行動計画（後期）

- ＜計画期間＞ 平成 22 年度～平成 26 年度
- ＜基本理念＞ 「子どもが、親が、地域で生きる喜びを実感できる街 ぎのわん」
- ＜基本目標＞
- (1) 地域における子育て支援の充実
 - (2) 親と子の健康確保
 - (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
 - (4) 安全の確保と子育てを支援する生活環境の整備
 - (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進
 - (6) 要保護児童等へのきめ細かな取組の推進

＜各 論＞

5. 職業生活と家庭生活の両立の推進

- (1) 男性の家事・育児への参加促進と男性を含めた働き方の見直し
- ① 男女共同参画意識の普及啓発（主管：企画政策課）
 - ② 父子健康手帳の交付（主管：健康増進課）
 - ③ 両親学級（こうのとり倶楽部）の推進（主管：健康増進課）
 - ④ 男性の働き方の見直しに関する意識啓発（主管：企画財政課／関連課：商工振興課）
 - ⑤ 労働環境改善のための啓発実施（主管：商工振興課）
- (2) ゆとりと生きがい、家庭生活を支える就労支援の充実
- ① 女性の再就職支援の推進（主管：商工振興課）
 - ② 女性の継続的な就労に対する企業への働きかけの実施（主管：商工振興課）
 - ③ 事業所内保育所の設置促進（主管：商工振興課）

6. 要保護児童等へのきめ細かな取組の推進

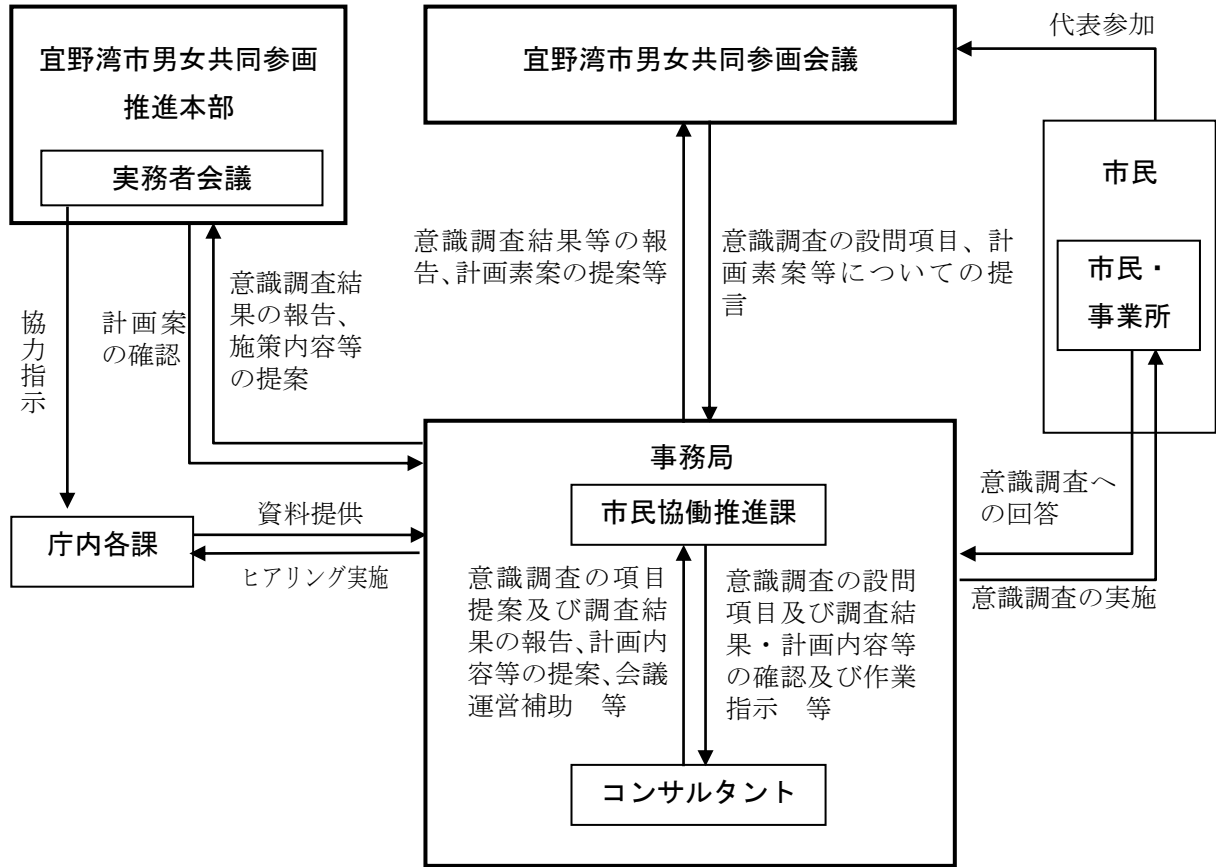
- (1) 児童虐待防止対策の充実
- ① 要保護児童対策地域協議会の充実（主管：児童家庭課）
 - ② 虐待のある家庭等に対する対応の充実（主管：児童家庭課）
 - ③ 家庭児童相談室における児童相談の充実（主管：児童家庭課）
 - ④ 育児支援家庭訪問事業の推進（主管：児童家庭課）
- (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
- ① ひとり親家庭自立促進計画の推進（主管：児童家庭課）
 - ② 母子及び父子家庭等医療費助成の推進（主管：児童家庭課）
 - ③ 児童扶養手当支給への適切な対応の実施（主管：児童家庭課）
 - ④ 母子家庭等日常生活支援事業の推進（主管：児童家庭課）
 - ⑤ 母子（寡婦）福祉資金の貸付（主管：児童家庭課）
 - ⑥ ひとり親家庭等に対する保育所への優先的入所（主管：保育課）
 - ⑦ 入学激励金の支給（主管：児童家庭課）
 - ⑧ 母子寡婦福祉会への支援の充実（主管：児童家庭課）
- (3) 障がい児施策の充実
- ① 「児童デイサービス事業」の推進（主管：障がい福祉課）
 - ② 障がい児保育事業の推進（主管：保育課）
 - ③ 巡回保育事業の推進（主管：保育課）
 - ④ 市内市立小中学校特別支援学級交流事業の推進（主管：教育委員会指導課）
 - ⑤ 特別支援教育事業の充実（主管：教育委員会指導課）
 - ⑥ 児童センター等における障がい児の受け入れ（主管：保育課）
 - ⑦ 放課後児童クラブ（学童クラブ）における障がい児の受け入れ（主管：保育課）
 - ⑧ 「日中一次支援事業」の推進（主管：障がい福祉課）
 - ⑨ 相談・情報提供体制及び支援ネットワークの充実（主管：障がい福祉課）

3. 計画策定の経緯

年月日	内容等
平成 26 年 11 月 21 日 ～12 月 12 日	アンケート調査配布・回収期間
平成 26 年 12 月 2 日	○第 1 回宜野湾市男女共同参画行政推進本部会議 ・計画策定の趣旨と進め方 ・宜野湾市の概況等
平成 26 年 12 月 3 日	●第 1 回宜野湾市男女共同参画行政推進本部実務者会議 ・計画策定の趣旨と進め方 ・宜野湾市の概況等
平成 26 年 12 月 9 日 ～12 月 18 日	各課へ施策点検シート配布・回収
平成 26 年 12 月 22 日	施策点検ヒアリング（市民協働推進課）
平成 27 年 1 月 29 日	■第 1 回宜野湾市男女共同参画会議 ・委嘱状交付式 ・会長及び副会長の選出 ・計画策定の趣旨と進め方 ・宜野湾市の概況等
平成 27 年 2 月 16 日	●第 2 回宜野湾市男女共同参画行政推進本部実務者会議 ・施策点検結果について ・アンケート調査結果について ・課題の整理について ・新計画素案の一部について
平成 27 年 2 月 23 日	■第 2 回宜野湾市男女共同参画会議 ・施策点検結果について ・アンケート調査結果について ・課題の整理について ・新計画素案の一部について
平成 27 年 3 月 2 日	●第 3 回宜野湾市男女共同参画行政推進本部実務者会議 ・新計画素案について
平成 27 年 3 月 10 日	■第 3 回宜野湾市男女共同参画会議 ・新計画素案について
平成 27 年 3 月 16 日 ～3 月 25 日	パブリックコメント実施
平成 27 年 3 月 27 日	○第 2 回宜野湾市男女共同参画行政推進本部会議 ・新計画案の確認

4. 計画策定の体制

本計画の策定体制を下図に示す。



(1) 宜野湾市男女共同参画会議規則

平成5年4月1日

規則第4号

改正 平成17年3月1日規則第3号

[題名改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、宜野湾市附属機関設置条例(昭和55年宜野湾市条例第9号)第3条の規定に基づき、宜野湾市男女共同参画会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平17規則3・一部改正)

(担当事務)

第2条 会議は、男女共同参画社会の形成の促進及びその施策のあり方について調査審議し、その結果に基づいて市長に提言する。

(平17規則3・全改)

(組織)

第3条 会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 市職員
- (4) その他市民以外で職場又は活動拠点を市内に有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 会長は、会議における審議の参考に供するため、必要と認める場合には、委員でない者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ会議に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会議の議を経て会長が指名する。

- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年3月1日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

■男女共同参画会議委員名簿

任期:平成27年1月29日～平成29年1月28日(2年間)

NO	氏 名	所 属 等
1	与那城 米子	宜野湾市女性団体連絡協議会 会長
2	平良 エミ子	翼の会ぎのわん、民生委員・児童委員
3	森屋 勝子	NPO法人こども家庭リソースセンター沖縄
4	新垣 誠	沖縄キリスト教学院大学 教授
5	矢野 恵美	琉球大学大学院 准教授
6	村上 尚子	こころ法律事務所 弁護士
7	米須 良清	宜野湾市 総務部 次長
8	波平 道子	沖縄人権擁護委員協議会 宜野湾市連絡会
9	金城 昌樹	株式会社ステーション・ピー 営業推進部 部長
10	大濱 安典	日本労働組合総連合会沖縄連合会 中部地域協議会 事務局長
11	比嘉 秀雄	宜野湾市公務研究会・校長部会 長田小学校校長
12	田村 尚	宜野湾市PTA連合会 副会長

(2) 宜野湾市男女共同参画行政推進本部設置規程

(趣旨)

第1条 市における男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、宜野湾市男女共同参画行政推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画行政に関する施策の効果的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画行政に関連する事業の総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画行政に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、宜野湾市行政運営会議規則(平成2年2月14日規則第2号)第8条に規定する構成員をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進本部の会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(実務者会議)

第6条 推進本部に実務者会議を置く。

2 実務者会議は、推進本部に提示する事項について協議調整する。

3 実務者会議は、会長、副会長及び委員で組織する。

4 会長は、企画部次長をもって充て、副会長は市民協働推進課長をもって充てる。

5 委員は、別表に掲げる職にある者及び本部長が指名する課長職にある者をもって充てる。

6 実務者会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(作業部会)

第7条 実務者会議の下に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、部会長及び部会員で組織する。

3 部会長は、平和・男女共同係長をもって充てる。

4 部会員は、会長が指名する者をもって充てる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成5年6月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月21日から施行する。

別表(第6条関係)

企画部次長

市民協働推進課長

人事課長

市民生活課長

商工農水課長

雇用・企業対策室長

児童家庭課長

保育課長

健康増進課長

指導課長

■推進本部会議委員名簿

NO	氏名	役職名	備考
1	佐喜眞 淳	市長	本部長
2	松川 正則	副市長	副本部長
3	玉城 勝秀	教育長	
4	外間 伸儀	水道局長	
5	知名 朝祐	総務部長	
6	和田 敬悟	企画部長	
7	米須 清盛	市民経済部長	
8	国吉 秀子	福祉推進部長	
9	喜舎場 宏	健康推進部長	
10	黒澤 伸行	理事兼建設部長	
11	伊佐 徳光	基地政策部長	
12	宮城 光徳	教育部長	
13	石川 正信	指導部長	
14	浜川 秀雄	消防長	

■実務者会議委員名簿

NO	氏名	役職名	備考
1	国吉 孝博	企画部次長兼企画政策課長	会長
2	宮城 葉子	市民協働推進課長	副会長
3	米須 之訓	人事課長	
4	大浦 弘志	市民経済部次長兼市民生活課長	
5	佐久原 昇	商工農水課長	
6	伊佐 真	雇用企業対策室長	
7	岡田 洋代	児童家庭課長	
8	嘉手納 貴子	保育課長	
9	仲里 美智子	健康増進課長	
10	宇都宮 幸雄	指導課長	

5. 用語解説

あ行

育児・介護休業法

正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。労働者が申出を行うことによって、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律です。

イクメン

子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のことです。
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局 イクメンプロジェクトHPより)

NPO

非営利の社会活動団体のことです。単に営利を目的としないだけでなく市民の自発的な意思による公益的な活動を行う団体、グループをさします。

エンパワーメント

本来持っている能力を引き出し、社会的な権限を与えることをいいます。また、力をつけることです。力とは、自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、意思決定の場での発信力など、自らの能力を発揮できる力をさします。

沖縄県男女共同参画センターているる

沖縄県における男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、女性に関する諸問題の調査研究、女性の社会活動に対する支援等を行うことにより、女性の地位向上及び社会参画の促進を図り、よって男女共同参画社会づくりに寄与することを目的として設置された施設です。

啓発・学習、相談、情報提供、想像・発表、交流、自立促進等の拠点として施設を提供し、各種事業を推進することにより、女性問題の解決を図るとともに、男女がその個性と能力を十分に発揮し、平和で豊かな社会を共につくる男女共同参画社会の実現を目指しています。

か行

家族経営協定

農業経営における家族の役割分担や労働報酬、休日等の労働条件、経営の円滑な継承等に関するルールを明確化し、家族経営の近代化を図ろうとするものです。

固定的（な）性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」というように、性の違いによって役割を固定化してしまう考え方や意識のことです。これは、生活上の役割というよりも、男性優位の関係をつくりあげる背景となっていることから、女性問題を考えるうえでの「キーワード」であるといえます。また、「男らしさ、女らしさ」も、この意識に基づく役割への期待が反映されています。

さ行

参画

社会の様々な場に、単に「参加」するだけではなく、社会を動かす主体として施策・方針・意思決定の場にかかわることです。

シェルター

暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設です。

被害者の一時保護や相談への対応、自立に向けたサポートなど、DV被害者に対する様々な援助を行っています。

ジェンダー

生まれる前に決定されている生物学的な性「セックス (sex)」に対して、社会的・文化的に形成された性差のことをいいます。また、「女だから」「男だから」や「男は仕事、女は家庭」などのように男女別に期待される役割やイメージのことです。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women)

ジェンダー関連 4 機関である「ジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)」、「女性の地位向上部(DAW)」、「国連婦人開発基金(UNIFEM)」、「国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)」を統合した新たな機関として、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」が 2011 年 1 月に発足しました。国連改革の課題の一環として UN Women の設立は実現され、より大きな効果をもたらすために 4 機関の財源及び権限が統合されました。UN Women は、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしています。

女子差別撤廃条約

正式名は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適切な措置を取ることを求めています。

女性に対する（あらゆる）暴力

1993年に国連が採択した「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」では、「女性に対する暴力」を、肉体的、精神的、性的、心理的損害や苦痛を生じさせる性に基づくあらゆる暴力行為と定義づけています。

一般には、「夫・パートナーからの暴力」「性犯罪」「売買春」「セクシュアル・ハラスメント」「ストーカー行為」等です。

ストーカー行為

同一の者に対し、つきまとい等（P70 参照）を反復して行うことです。

ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」といいます。平成 12（2000）年 11 月に施行され、直近では平成 25 年に法改正が行われました。この法律による規制の対象となるのは、「つきまとい等」（P70 参照）と「ストーカー行為」（上記参照）です。

世界女性会議

女性の地位向上を目的として、国連主催の下に開催される会議です。国際学際女性会議とも呼ばれます。

第 1 回世界女性会議は、国連が定めた「国際婦人年」の 1975 年にメキシコシティで開催され、女性の地位向上のための「世界行動計画」を採択、第 2 回はコペンハーゲンで「国連婦人の 10 年中間年世界女性会議」として開催、女性の人権宣言ともいふべき「女子差別撤廃条約」の署名式が行われた。第 3 回はナイロビ、第 4 回は中国で開催されました。

セクシュアル・ハラスメント

職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること、又は、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じることをいいます。男女雇用機会均等法により事業者はその対策が義務付けられています。（厚生労働省HPより）

セクシャル・マイノリティ（性的少数者）

性的少数派という意味で、一般的に同性愛者（レズビアン・ゲイ）、両性愛者（バイセクシュアル）、半陰陽者（インターセクシュアル）、トランスジェンダー（性同一性障害を含む）などが含まれる。

セーフティネット

安全網と訳されます。事故や災害などの予期せぬ不幸な出来事に遭遇した場合や、定年退職のようにあらかじめ予想される事柄に備え、用意された制度などをいいます。セーフティネット整備の目的は、被害を回避したり、最小限に抑えることです。

た行

男女共同参画社会

男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義されています。

男女共同参画社会基本法

この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

男女雇用機会均等法

正式名は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用の分野における男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保などの措置を推進することを目的とした法律です。

男女混合名簿

男女を性別で区別せず、あいうえお順や生年月日順等によって並べられた名簿のことです。男女を性別ごとに分ける「男女別名簿」は「男は先・主・優」「女は後・従・劣」という意識を生み出す原因となっているとの指摘があり、男女平等教育を推進するため、「男女混合名簿」を導入する学校が増加しています。

つきまとい等

ストーカー規制法（P68 参照）における「つきまとい等」とは、恋愛感情などの好意の感情や、その感情が満たされなかったことへの恨みの感情を満足させるため、次の1から8の行為を行うことをいいます。

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| 1. つきまとい・待ち伏せ・押しかけ | 2. 監視していると告げる行為 |
| 3. 面会・交際などの要求 | 4. 乱暴な言動 |
| 5. 無言電話、連続した電話・ファクシミリ・電子メール | |
| 6. 汚物などの送付 | 7. 名誉を傷つける |
| 8. 性的羞恥（しゅうち）心の侵害 | |

デートDV

交際中のカップル間におこるドメスティック・バイオレンス（DV）のことです。単なるケンカとは違い、暴力をふるう側とふるわれる側の上下関係が固定化しています。

トートロー

沖縄の方言で「位牌」のことをさしますが、位牌にとどまらず祖先のことまで含めた呼称として使われることもあります。トートローの継承と財産分与については、男性を優先する考え方が一部にあり、様々な形で女性に対する不平等な扱いが慣習としてなされています。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもので、略して「DV」と呼ばれます。一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いようです。配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、女性の人権を著しく侵害する重大な問題です。

DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

正式名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」といいます。平成13（2001）年10月に施行され、直近では平成25年に法改正が行われました。配偶者からの暴力とは、「配偶者（事実婚、元配偶者を含む）や恋人など、親しい関係にある（または、親しい関係にあった）人から受ける身体的、精神的な暴力」と指し、生活費を渡さないなどの経済的暴力、行動の制限などの社会的暴力も含むとされています。

第10条で、保護命令（接近禁止命令、退去命令など）について規定しています。命令に違反した場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金も定められています。

は行

配偶者暴力相談支援センター

都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努力義務が定められています。配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介・カウンセリング・被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護・自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助・保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行います。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。元来は建築用語として、建築内の段差をなくすなど物理的な障害を除くという意味で使われていたが、現在はより広い意味に受けとめられ、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障害の除去という意味で用いられています。

パートタイム労働法

正式名は「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。適正な労働条件の確保および教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置などを講じることによって、パートタイム労働者がその有する能力を有効に発揮することができるように定めた法律です。

パワーハラスメント

職権などのパワー（力）を背景にして、本来の業務の範疇^{はんちゆう}を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいいます。身体的な攻撃や精神的な攻撃等があります。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。

ファミリー・サポートセンター

労働者の仕事と育児または介護との両立を支援するために、育児等の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、それぞれのニーズに合わせ、育児等について助け合う会員組織です。

フェミニズム

男女同権を実現し、性差別のない社会をめざして、女性の社会的・政治的・経済的地位の向上と性差別を払拭する思想です。

ポジティブ・アクション（積極的改善処置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関わる男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。男女共同参画社会基本法第2条では「積極的改善措置」としています。

ま行

マタニティハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由として解雇・雇い止めをされることや、職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントのことです。職場における母性健康管理や母性保護の措置にはいろいろなことがあり、妊娠・出産を理由とする不利益な取り扱いが法律で禁止されています（男女雇用機会均等法第9条関係）。法律では、「事業主は、女性労働者が妊娠・出産・産前産後の休業の取得、妊娠中の時差通勤など男女雇用機会均等法による母性健康管理措置や深夜業免除など労働基準による母性保護措置を受けたことなどを理由として、解雇その他不利益取扱いをしてはならない。」となっています。

メディア・リテラシー

メディア（新聞・テレビ・ラジオ・インターネットなどの情報媒体）から情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいいます。一部のメディアにおいては、女性の性的側面を強調したり女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられることも少なくない現状にあります。メディアの健全な発達のためには、批判的な読者・視聴者の目にさらされることが不可欠であることから、国民のメディア・リテラシーの向上を図ることが必要です。

メンタルヘルス

「心の健康」という意味です。「心の健康」とは、心が病んでいないということだけではなく、個人が一生命体として成熟し生き生きとした心の状態にあり、なおかつ社会の中で快適に適応している状態をいいます。

モラルハラスメント

言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪くさせることをいいます。

ら行

ライフサイクル

人生の経過を円環に描いて説明したものです。発達心理学者のエリック・H. エリクソンが人生を幼児期・青年期・老年期と全部で8つの段階に分け、それぞれで解決すべき課題（発達課題）があるとしました。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権のひとつとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が広く議論されています。

わ行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

日本語では「仕事と生活の調和」と訳されます。子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる時間など、個人が健康で豊かな時間を持ち生活ができるよう、個々のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方の実現を目指す考え方です。

第3次宜野湾市男女共同参画計画

～ はごろもぷらん ～



平成 27 年 4 月 発行

発行：宜野湾市 企画部 市民協働推進課

〒901-2710

沖縄県宜野湾市 野嵩一丁目 1 番 1 号

TEL : 098-893-4411 (代表)

